

## 虚報被害者救済法の

### 日本法的アプローチとコモンロー的アプローチ

ジョン・ミドルトン

はじめに

第一章 日本における報道の問題状況

第一節 正確性を軽視する傾向

第二節 問題状況を象徴するねつ造・書き得・やらせ

第三節 弱者を攻撃する悪質報道

第四節 誤報と虚報の区別

第二章 虚報と名誉毀損該当性

第一節 名誉毀損に関する日本法の単純性とコモンローの複雑性

第二節 名誉毀損に関する単純な日本法の長所

- 一 名誉毀損訴訟の増加と報道被害者の勝訴率
- 二 「ロス疑惑」事件と訴訟制度の柔軟性
- 第三節 名誉毀損に関する複雑なコモンローの長所・短所
  - 一 日本法との対比
  - 二 ライベルとスランダー
  - 三 イニューエンド
- 第四節 名誉毀損に関する単純な日本法の短所
  - 一 日本における再公表の責任意識の問題性
  - 二 コモンロー上の再公表者の責任
- 第五節 日本法の救済方法の検討
  - 一 救済方法と損害賠償の高額化
  - 二 差止命令
  - 三 反論文
- 第六節 コモンローの救済方法の検討
  - 一 救済方法とそれをめぐる論議
  - 二 損害賠償
  - 三 差止命令
- 第三章 虚報とプライバシー侵害該当性
  - 第一節 プライバシー権の提唱と展開
  - 第二節 プライバシー権に関する日本法的アプローチ

第三節 プライバシー保護に関するオーストラリア法とイングランド法

一 コモンロー上のプライバシー

二 制定法による改革の勧告

三 公衆の誤認によるプライバシー侵害に関するアメリカ法

四 救済方法

第四章 虚報と悪意虚偽該当性

第一節 悪意虚偽の法理

第二節 救済方法

第五章 虚報と訂正・取消放送

第一節 訂正・取消放送制度の概要

第二節 放送法の旧第五条に関する判決

第六章 裁判外の救済方法

第一節 日本の裁判所以外の機関への苦情申立て

第二節 オーストラリアにおける特別の機関

第三節 イギリスにおける特別の機関

第四節 特別の機関が存在しない日本への提言

おわりに

## はじめに

日本においては、特に無責任な報道による個人の名誉毀損やプライバシー侵害との関係で、「報道被害」<sup>(1)</sup>という表現が使われることがある。そのような被害は、一般的にはマスメディア関係者の無責任で不適切な取材・報道に起因している<sup>(2)</sup>とみることができ、それは、犯罪の容疑者(被疑者)ばかりでなく、犯罪の被害者をも苦しめ、その者の社会的孤立をもたらした自殺に至らしめる場合もある<sup>(3)</sup>。日本の報道機関が警察などの発表を鵜呑みにし、発言などを報道する際に、その確証をとらない傾向があることも、被害を拡大する要因になっているといえる<sup>(4)</sup>。

このような取材・報道状況がもたらす報道被害のなかでも最も問題視されなければならないのは、誤報・虚報<sup>(5)</sup>である。誤報・虚報は、高度情報化社会において情報流通量が増加するにつれて、ますます増大することが予測される<sup>(6)</sup>。現状でも、誤報・虚報は、すでに大きな社会問題となっているといってもよいほど、その頻度は高く、その結果は深刻である。

このことは、日本において特に顕著になっていると考えるが、高度情報化している先進諸国においても程度の差こそあれ、共通にみられる現象であるといわなければならない。誤報・虚報による被害は、どのようにすれば救済することができようか。また、誤報・虚報を防止するにはどうすればよいであろうか。

私は、誤報・虚報のなかでも特に虚報に関心をもっているが、本稿では、日本における報道被害者のより効果的な救済方法の実現を目指しながら、日本法的アプローチとコモンのアプローチを比較することにした。

その場合、「日本法」・「コモナー」<sup>(7)</sup>という「法」・「ロー」という概念を法令・判例に限定しないで、報道倫理な

どの規範も含めて用いること、また、「コモンロー」を連合王国のなかのイングランド<sup>(7)</sup>で生成・発展し、オーストラリア、アメリカなどで継受された、シビルローと対比される法を意味することをお断りしておきたい。

私は、前に「報道被害者の法的・倫理的救済論」を一橋大学大学院の修士論文としてまとめたことがある。この論文をさらに展開する研究を進めてきているが、本稿では、そのような研究のうち、特に「虚報」という極めて重大な問題に焦点をあててみることにする。その際、虚報被害者が依拠することができる法理および救済方法を全体として「救済法」と呼ぶこととするが、そのような検討を行う前提として、まず、日本における報道一般の問題状況を分析することにしたい。

## 第一章 日本における報道の問題状況

### 第一節 正確性を軽視する傾向

日本においては、様々な報道倫理綱領が正確な報道の重要性を強調している<sup>(8)</sup>。しかし、実際に報道倫理綱領を守っているメディアはほとんどないのではないかと疑いたくなるほど、各方面で正確性を軽視する傾向がみられる。それを批判すると、日本のメディアは、日本国憲法による表現の自由の保障<sup>(9)</sup>を主張するが、その多くは憲法第二二条<sup>(10)</sup>に従って自由および権利を濫用しない責任があることを忘れがちである。

印刷メディアのうち、特にセンセーショナルなスポーツ新聞、写真週刊誌、および女性週刊誌は、犯罪、災難・事故、有名人の私生活などに関する報道で悪名が高くなっている。それらのメディアは、相当な創作力を発揮し、しば

しばアメリカのナショナル・エンクワイアラー紙 (National Enquirer) のようなスーパーマーケットで販売されているタブロイド型新聞に掲載された虚報を事実として報道する傾向がある。虚報であるならば、アメリカやイギリスのタブロイド紙が問題になる。例えば、一九九三年六月八日に、アメリカのウィークリー・ワールド・ニュース紙 (Weekly World News) は、合衆国大統領の妻、ヒラリー・クリントン女史がアーカンソー州で起きた宇宙船事故の唯一の生存者である宇宙人乳児を養子にしたと報道したことがある。

一般の大新聞も、おそらく正確性を軽視する傾向に拍車をかける上で一定の役割を果しているといえる。一方で、ニュースを可能な限り正確に報道するように努力しながら、他方では、不正確であることが予想される見出しを含む様々な週刊誌の広告を掲載することによって、その不正確な情報を全国へ流布している。主要都市の鉄道会社も、同じ内容の中吊り広告を列車中に掲示することによってさらに被害を拡大する役割を担っている。これに対し、オーストラリアやイギリスの責任感の強い高級紙 (quality papers) は、表面上、正確性を軽視していると思われるような広告は一切掲載しない。そのような報道の対象となるプロスポーツ選手や芸能人は、ときには彼らにとって宣伝効果が見込まれるにしても、その報道の結果、被害を受けることもあるはずである。<sup>(11)</sup> コモンロー系諸国の水準から判断すると、日本に高級紙に当たるものが存在しないことは国民にとって悲劇である。

また、主要なメディアによる、正確性を無視する虚報事件のいくつかは、批判されている。<sup>(12)</sup> これは、構造的な虚報であるところえられている。雑誌のなかには、一般の大新聞による最近の問題視される記事のリストを掲載するものもある。<sup>(13)</sup> そのような雑誌の扱いは、正確性を期待している読者・視聴者の信頼を裏切るエリート・メディアのショッキングな例に関心を向けさせる効果はある。<sup>(14)</sup>

電波メディアにおいては、昼間のワイドショーが特に問題である。この視聴率の高い民間放送の番組は、主に主婦

や学生をターゲットにして、真実か否かを問わず、どのような話題でも取り込んで放送している。日本の放送法第三条の二第一項には、「放送事業者は、国内放送の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない」として、「報道は事実をまげないですること」(第三号)という規定のあることが認識されていないと思われるほどである。

## 第二節 問題状況を象徴するねつ造・書き得・やらせ

日本における正確性を軽視する傾向は、特にねつ造<sup>(16)</sup>、書き得<sup>(16)</sup>、およびやらせ<sup>(17)</sup>という言葉に象徴されているとみている。これらのうち、ねつ造は、その最も広い意味では書き得およびやらせを含むものとして使われる場合がある。

ねつ造が倫理規範に違反しているという意識が低いことは、プロ野球界の野茂英雄選手の事件で明らかになっている。この事件は、数人のスポーツライターが、試合後インタビューに応じなかった野茂氏のコメントを掲載するために、本人の承認を得ないで、共同で本人のものらしい発言を作成し、それを引用して報道したというものである。そのライターの一人は、そのようなことが報道倫理違反に当たるものであったという反省もなく、一九九〇年一月にその話を記者クラブのプレティンに掲載した<sup>(18)</sup>。

英語に存在しない「書き得」という表現は、日本のメディアの独自の考え方を反映しているとみている。特にスポーツ紙や週刊誌は、そのような記事が真実でなくとも、関係者が訴訟を提起する確率は低ければか、読者もすぐ忘れるであろうと考えているといわざるを得ない。換言すれば、メディアのなかには、不正確な記事を出版する「損」よりも、「スクープ」で売上部数を増加する「得」が大事であるという考え方をとるものがあるといえる。

また、やらせの例として、近年最も注目を集めたのは、日本放送協会（NHK）の放送番組である。一九九二年の秋、NHKは、二回にわたってネパール・ムスタン地域についてのドキュメンタリー・シリーズを放送したが、それは、高山病、山崩れ、流砂などのやらせを含むものであった。<sup>(19)</sup>この事件は有名であるが、決して稀な出来事ではないとみるべきである。他のメディアによるやらせの例も、しばしばポピュラー・メディアによって指摘されるので、この例は氷山の一角に過ぎないとみる方がよいであろう。

### 第三節 弱者を攻撃する悪質報道

日本のメディアは、特に弱者を攻撃する傾向がある。これは、弱者に対する「悪質報道」であると批判できる。報道陣は、自己防衛ができない状況にある者を選び、その者の名誉・プライバシー権を無視しながら、悪質報道を行う。その対象とされる者は、犯罪容疑者（またはその家族）、犯罪被害者（またはその家族）、悲嘆に暮れている遺族、重傷を負っているけが人などである。これらの者のなかには、裁判の準備、葬式、治療などで忙しいため、そのような報道に対して反論し、または訴訟を提起する余裕がないものが多いとみられる。それらは、弱者いじめの悪質報道であるといわざるを得ない。<sup>(21)</sup>

このような悪質報道の対象とされた被害者の例として注目を集めるようになったのは、北朝鮮女スパイ事件の八尾恵被告の事件である。八尾被告は、一九八八年五月に、通称名でアパートの賃貸借契約を結んだとして「有印私文書偽造、同行使」で別件逮捕された。<sup>(22)</sup>同氏は、二三日間に及ぶ勾留中、北朝鮮スパイ容疑で徹底的に取り調べられ、そのことが報道された。同氏が「公正証書原本不実、同行使」で略式起訴され、釈放されたときには、すでにスパイと

いう評判がメディアによって立てられていた。その結果、八尾被告は、弁護士とともに記者会見して自分がスパイではないことを強調したにもかかわらず、元の生活に戻れなかった。名誉毀損および肖像権の侵害を理由とする訴訟を提起した結果、メディアは、敗訴<sup>(23)</sup>し、または和解に追い込まれた。各新聞社は、一斉におわびと謝罪の記事を掲載したが、その誠意を疑わざるを得ない。例えば、朝日新聞は、一九九一年六月四日に、八尾被告が報道機関五社に対して提訴したことを報道するにあたって、「行き過ぎ、一部には誤り―当時の本社報道」という見出しの下で事情を説明し、「おわび」を掲載したが、訴訟が提起されなければ、そのような報道を行ったであろうか。悪質報道の三年後のおわびは、被害者の名誉回復のために効果的に働くには遅すぎるといえる。

同様に、一九九四年六月の松本サリン事件の第一通報者である河野義行氏は、その事件の被害者でありながら、容疑者であるかのような扱いを受けた。「日本の報道被害者」として、ニューズウィーク誌国際版などで取り上げられた結果、世界的に注目されるようになった。<sup>(24)</sup>各メディアは、河野氏に対して一応謝罪を表明したが、それに至るまでに一年近くかかった。メディアの対応は、適切であったとはいえない。

オーストラリアやイギリスにおいても、同様の悪質報道がみられる。例えば、アザリア・チェンバリン事件 (the Azaria Chamberlain case) というオーストラリアの最も悪名高い誤報・虚報の実例がある。この事件においては、怪奇な状況において乳児を亡くした無実の牧師の妻が多くの虚報<sup>(25)</sup>を信じた訴追者によって謀殺 (murder) で起訴され、虚報の影響を受けた陪審によって有罪判決を言い渡され、新しい証拠が出るまで無期懲役とされた。同氏は、熱心なクリスチャンとして、メディアに協力し、訴訟を提起しないで加害者を許す態度を示したからこそ、特に虚報の被害を受けたとみることができる。

このオーストラリアの例をみても、メディアは、訴訟を提起されない場合には、特ダネで勝負するために悪質報道

をする傾向があるといえる。とりわけ日本では、従来から報道被害者による訴訟提起が少なかつたため、これまでに分析したような虚報問題が、他の先進諸国に比べて、より深刻化しているとみられる。報道被害者を救済し、さらには報道被害を防止するためにも、法的検討が必要不可欠である。

#### 第四節 誤報と虚報の区別

マスメディアは、公正かつ正確にニュースを報道することが期待されている。<sup>(26)</sup>これに反する報道は、法的には、名誉毀損、プライバシー侵害などに当たる可能性があるばかりでなく、メディアで扱われる情報の正確さを信じなくなる原因ともなり得る。

人間の誤りによって生じる不正確さを完全に防ぐことは、確かに不可能である。しかし、故意に誤った報道をすることは、「虚報」であって、全く別の次元に属する。本稿においては、報道被害のなかでも、虚報による被害を中心に検討することにするので、まず、その意味を「誤報」との対比において明らかにしたい。

「虚報」<sup>(27)</sup>とは、初めから虚偽であることを認識した上で架空の報道をするものばかりでなく、推測を事実であるかのように報道するものも含むことができる。これに対し、「誤報」<sup>(28)</sup>は、報道した時点では、真実であると信じて公表したが、結果として、誤りであったというものをいう。すなわち、故意に基づくものが虚報であり、過失によるものが誤報である。このような区別をすることは、報道の送り手の側からみれば重要であるが、受け手の側からみれば無意味である。<sup>(29)</sup>誤報・虚報が実在の個人または法人などに関連しない場合は、その「被害者」は、正確な情報を得る権利を有する公衆である。<sup>(30)</sup>

虚報には、様々なものがある。私が「虚報」であると考える例を収集し、それらを整理してみると、具体的には、①架空の人物や出来事についての報道、②ねつ造された引用やインタビュー、③ねつ造された写真（やらせを含む）、④編集者や人生相談欄への手紙のねつ造、⑤ある人の発言を別人のものとして引用すること、⑥引用符の誤用、⑦発言者の承諾を得ずに引用の内容を要約したり変更したりすること、⑧推測を事実として報道すること、⑨写真に誤解を招くキャプションを付けること、⑩事実を隠すこと、⑪事実の歪曲、⑫異なった印象を与えるほど事実を修飾を加えること、⑬ニュースの脚色などに分類することができる。

これまでのところ、このような例のうち、法的観点から問題となったものはその一部であるが、報道倫理的には問題とされなければならないものが多い。以下、日本法的アプローチとコモンロー的アプローチという観点から検討を加えることにする。

## 第二章 虚報と名誉毀損該当性

### 第一節 名誉毀損に関する日本法の単純性とコモンローの複雑性

虚報によって生じる被害（虚報被害）は、前述のように、報道の対象となった個人または法人など（虚報被害者）についてばかりでなく、正確な情報を受ける権利を有する公衆一般についても考えられる。前者の場合、まず、名誉毀損の法理でどの程度まで対応することができるか、その有効性と限界性について比較法的に検討することにす。後者については、名誉毀損の法理で対応することは不可能であると考えられるので、後述のように、誤報を含めて、

「訂正制度」を確立することを提唱したい。

コモンロー上の名誉毀損 (defamation) は、イングランドにおいて数百年にわたって無数の判決を通して発達し、さらに必要に応じて議会によって多少修正されてきたものが基礎になっているために、不法行為法 (law of torts) のなかでも最も専門的かつ複雑な分野の一つとなっている。オーストラリアにおいては、各州、オーストラリア首都特別地域、および北部準州がそれぞれ独自の名誉毀損法をもっている。イングランドにおけるよりもさらに複雑化している。記者が名誉毀損法を知り、正しく理解することは、非常に困難である。また、原告が訴訟を提起することも、決して容易ではない。訴訟を提起すると、相当な費用と時間がかかる可能性が高い。

これに対して、日本の名誉毀損法は、歴史が浅く、民法<sup>(31)</sup>および刑法<sup>(32)</sup>に規定されている名誉毀損に関する法理は、コモンローと比べると、未発達で、極めて単純である。しかし、以下に示すように、この単純な法は、報道被害者の立場からみると、利用しやすいという長所もある。一方、そのような法は、短所ともなっていることに注意する必要がある(短所については、コモンロー上の名誉毀損の複雑性をみた後に指摘することにする)。

## 第二節 名誉毀損に関する単純な日本法の長所

### 一 名誉毀損訴訟の増加と報道被害者の勝訴率

日本における名誉毀損訴訟は、従来、オーストラリアやイギリスに比べて、数が少なく、勝訴した場合に認められる損害賠償額も低かった。そのため、メディアは、訴訟を提起されることをあまり恐れずに報道することができた

みることが出来る。

ところが、近年、名誉毀損関係訴訟の数は、増加してきている。その要因は、「ロス疑惑」事件の三浦和義被告が一九八四年一月以降提起している訴訟が二〇〇件を越えているところに求めることができる（一九九三年現在の件数）。その訴訟数および原告の高い勝訴率は、メディアに大きなインパクトを与えているといえる。メディア関係者は、これに大きな関心を示し、分析を試みている。ここでは、そのような研究のなかでも数量的に分析している、秋吉健次「名誉・プライバシー関連判例の現状」<sup>(34)</sup>によりながら、日本の名誉毀損関係訴訟の数量的側面について検討することにする。

秋吉氏によると、一九九〇年から九三年までの四年間に、日本の名誉・プライバシー関連の判例は、三倍ほど増加した。九〇年および九一年には、損害賠償が請求された訴訟において、それぞれ一九件の判決が下された。また、九二年には四四件の判決、九三年には六二件の判決が出た。これらの判決のうち、三浦被告が提起したものは、それぞれ次のようになる。

一九九〇年	一九判決のうち、八判決
一九九一年	一九判決のうち、九判決
一九九二年	四四判決のうち、二八判決
一九九三年	六二判決のうち、三七判決

したがって、この四年間に判決が出た一四四件の訴訟のうち、八二件（五七パーセント）は三浦被告が提起したものであった。

また、名誉・プライバシー関連の損害賠償請求訴訟で判決が出たもののうち、報道被害者が勝訴した件数（一）

内は報道被害者の勝訴率を示す)は、次のとおりであった。

- 一九九〇年 一九件のうち、一二件(六三・二パーセント)
- 一九九一年 一九件のうち、一二件(六三・二パーセント)
- 一九九二年 四四件のうち、二八件(六三・六パーセント)
- 一九九三年 六二件のうち、三二件(五一・六パーセント)

報道被害者の勝訴率と三浦被告の勝訴率を比較してみると、三浦被告のそれは、一九九〇年のほかは、次のように全体よりも高かった。

- 一九九〇年 八件のうち、五件(六二・五パーセント)
- 一九九一年 九件のうち、七件(七七・八パーセント)
- 一九九二年 二八件のうち、一九件(六七・九パーセント)
- 一九九三年 三七件のうち、二三件(六二・二パーセント)

このように名誉毀損関係訴訟が増加し、報道被害者の勝訴率が高くなってきたことは、国民の人権意識の高まりによるものと考えられるが、それとともに、後述のような本人訴訟も提起できるといふ日本の訴訟制度の柔軟性によるところが大きいとみることができる。

一方、被告席に立たされるメディアは、訴訟を恐れるようになってい<sup>(35)</sup>るといえるのであって、そのことが報道被害、特に虚報被害の発生に抑止効果を与えているとみてよいであろう(ただし、一般的には、日本の報道被害者は、訴訟を提起しがらない傾向が強いので、法によらない倫理規範に基づく救済方法が特別の意味をもつといえる。これについては、後に検討する)。

## 二 「ロス疑惑」事件と訴訟制度の柔軟性

日本においては、報道被害者が本人訴訟を提起し、勝訴できることは、具体的には、「ロス疑惑」事件の三浦和義被告によって示されている。「ロス疑惑」で一躍注目を浴びるようになった三浦被告は、空前の誤報・虚報の対象とされたが、自己に関する報道が名誉毀損に当たるとして（ときにはプライバシー侵害に当たるとして）、一九八四年一月以降、二〇〇件以上の訴訟を提起してきている（一九九三年現在の件数）。従来の報道被害者は、このような場合に泣き寝入りをするが多かった。三浦被告は、それとは異なった意識をもっているといえるが、法的には日本の訴訟制度の柔軟性によるところが大きいとみている。それは、特に弁護士を立てずに、本人訴訟を提起することができるところにあらわれている。それとともに、日本の名誉毀損法が、コモンローのそれと比較して、単純であることも、訴訟提起を容易にしていることができる。

### 第三節 名誉毀損に関する複雑なコモンローの長所・短所

#### 一 日本法との対比

三浦被告は、獄中から弁護士を立てずに、前述のように、本人訴訟を提起し、その多くで勝訴できたが、そのようなことは、現在のオーストラリアおよびイギリスにおいては、あり得ないといえる。名誉を毀損されたと主張する被害者が自分で訴状を作成しても、裁判所は受け付けないであろう。また、弁護士であっても、名誉毀損に関する専門

的知識を持たない場合には、訴訟を遂行することは困難である。

しかし、名誉毀損に関する複雑なコモンローは、どのような場合にどのような名誉毀損が成立するかについて明確にしているので、専門的な弁護士に依頼することができるとすれば、逆に救済を得ることが容易である。

ここでは、本人訴訟をほぼ不可能にする、複雑すぎるコモンロー上の名誉毀損について少し検討してみることとする。

## 二 ライベルとスランダー

オーストラリアまたはイングランドにおいて本人訴訟を提起しようとする被害者は、まず日本法に存在しないライベル (libel) とスランダー (slander) の区別を知らなければならない。

コモンローでは、名誉毀損は、ライベルとスランダーの二つに分けられている。ライベルは、文書など永久に残存し得る方式で公表される表現によるものであり、スランダーは、口頭、身振りなど一時的な方法で公表される表現によるものである。この区別は、非常に重要である。というのは、ライベルの場合には、原告は特に損害を立証しない(損害が推定される)訴訟を遂行し得るが、スランダーについては、犯罪<sup>40)</sup>、伝染病<sup>41)</sup>、職業に対する不適当<sup>42)</sup>などの汚名 (imputation) にかかわる特定の場合を除き、原告は特別損害 (special damage) を立証しなければならないからである。「特別損害」とは、物質的損害 (material loss) または現実の金銭的損害 (actual pecuniary loss) を意味する。

印刷メディアによる名誉毀損的表現は、永久に残存し得る方式の文書の形で公表されるため、コモンローの下では、ライベルに当たる。同様に、映画において発言された名誉毀損的表現も、その方式の永久性のために、ライベルに含

まれる。<sup>(43)</sup>

ところが、ラジオおよびテレビの放送における名誉毀損的表現については、変遷があった。ラジオやテレビの表現は、一時的方式で公表されるため、オーストラリアにおいてはスランダーに当たると判断された。<sup>(44)</sup> それに対し、イングランドにおいては、台本に従って読まれ、放送された表現はライベルに当たり得るといふ説があった。<sup>(45)</sup> オーストラリアにおいては、一九四二年放送及びテレビジョン法 (*Broadcasting and Television Act 1942*) の第一一七A条が一定の放送番組が一定の期間永久に残存する方式で保持されることを要求しているが、そのような資料が永久に残存する方式で保持されなければならないとしても、その資料について、ライベル法の意図する永久性の程度にまでは至っていないと解釈された。<sup>(46)</sup> したがって、ラジオまたはテレビの放送において名誉を毀損されたと主張する者は、コモンローに基づいて放送局に対し訴訟を提起する場合には特別損害を立証しなければならなかった。

しかし、コモンローによるラジオおよびテレビ放送の扱いが、オーストラリア<sup>(47)</sup>およびイングランド<sup>(48)</sup>の制定法によって修正されたため、当該放送は、永久に残存する方式によるものとみなされ、したがって特別損害の立証なしにライベル訴訟を提起することができるようになった。

このようにライベルに当たるかスランダーに当たるか複雑であるが、その区別は、クイーンズランド州、タスマニア州、およびオーストラリア首都特別地域<sup>(49)</sup>においては、廃止された。しかし、オーストラリアの他の法域およびイングランドにおいては、まだ存在している。ニュー・サウス・ウェールズ州においては、スランダーの訴訟を特別損害の立証なしに提起し得るとされている。<sup>(50)</sup>

以上の法学教科書のような説明は、判例法と制定法との関係に詳しい者には分かりやすいかも知れないが、法律を勉強したことのない一般人には難解であろう。次に、実際に弁護士および裁判官にとっても理解し難く、また、適用

し難いイニニューエンド (innuendo) の概念についてごく簡単に説明することにする。

### 三 イニニューエンド

コモンロー上の名誉毀損的表現の意義 (defamatory meaning) には、①言葉の文字通りの意義 (literal meaning of the words)、②一般・不実のイニニューエンド (popular or false innuendo)、および③法的・真実のイニニューエンド (legal or true innuendo) の三つがある。これらのうち、①言葉の文字通りの意義とは、一般の者が特別の知識の助けを借りずに推測するという言葉本来の意義である。

これに対し、イニニューエンド (innuendo) という言葉は複雑である。イニニューエンドというのは、他人の名誉を間接的に毀損する言説——すなわち、それ自体としては無害なものにみえるが特定の文脈に置かれたことによって誹毀的な意味をもつに至った言説——である。これについて、日本の「英米法辞典」(東京大学出版会) では、「風刺的言説：陰喩」「陰喩」は「隱喩」の誤りではないかと思つ」と訳されているが、一般の者にとっては理解し難い。

②の一般・不実のイニニューエンドは、一般の者がその他の事実 (extrinsic facts) の助けを借りずに推測するという意味である。例えば、ルイス対デーリー・テレグラフ事件<sup>(5)</sup>において、詐欺捜査部 (Fraud Squad) が原告の「事業 (affairs) を調べている」という新聞における言辭は、警察が詐欺の嫌疑をかけていたという推測をさせるものであったと判断された。

③の法的・真実のイニニューエンドは、公表のなかに明示されてなく、受け手に知られているその他の事実を受け手が考慮して推測するということを意味する。例えば、あるバリスター (barrister) が仕事の勧誘をしているという言辭は、弁護士倫理に詳しい者には、そのバリスターが倫理に違反しているという推測をさせる。

コモンローにおいて、真実のイニニューエンドは、あり得べき言葉の文字通りの意義を主張する訴訟に加えて、それは別の訴訟の根拠となり得るが、不実のイニニューエンドは、なり得ない。<sup>(52)</sup>したがって、言葉が通常かつ本来の意義で名誉毀損的であり、さらに真実のイニニューエンドの結果として名誉毀損に当たる場合には、原告は、二つの訴訟を提起できる。

言葉の意義もしくは原告の主張していることが不明であり、または言葉からどのような推測が可能であるかについて争いがある場合には、裁判所は原告に言辞の意義を明確に述べさせる権限を有しており、原告はその述べた解釈に拘束される。<sup>(53)</sup>したがって、原告は、裁判所によって支持されない意義を選択した場合には、敗訴することになる。原告は、明確に名誉毀損的である意義<sup>(54)</sup>または言葉から明確に推測できる意義<sup>(55)</sup>を選択しなければならぬ。また、初めに主張した意義よりわずかながら深刻さの度合が低い意義を主張しようとする場合を除き、意義を変更することはできない。

訴訟原因が公表の行われた際に発生するため、法的イニニューエンドの基礎となるその他の事実も、そのときに知られていなければならない。<sup>(56)</sup>限られた人数に対する限られた公表の場合は、法的イニニューエンドを主張する原告は、イニニューエンドを理解させるに足りる特別の事実を知っていた者を特定しなければならぬ。

日本の原告は、このようなコモンローの煩わしさを免れるので、幸運である。しかし、同時に、未発達の日本法によって保護される名誉権の範囲が、コモンローより狭いことは、不幸であるともいえる。弁護士に依頼する財力をもつ被害者にとっては、日本法よりも、コモンローの方が有効であろう。

#### 第四節 名誉毀損に関する単純な日本法の短所

##### 一 日本における再公表の責任意識の問題性

日本においては、特に再公表 (republiation) の責任に関する意識が低い。前にも指摘したとおり、名誉毀損的表現を含む週刊誌の広告を掲載する新聞およびその中吊り広告を掲示する鉄道会社は、コモンロー系諸国の水準から判断すると、批判的にならざるを得ない。

日本国憲法による表現の自由の保障<sup>(57)</sup>を主張しても、民法および刑法<sup>(58)</sup>による名誉権の保障を無視するわけにはいかない。日本の裁判所は、報道被害防止のために、名誉毀損的な広告を再公表する者の責任を認め、名誉毀損法の免責範囲を限定する必要があるのではないかと思われる。そこで、コモンロー上の再公表者の責任の範囲を検討することにする。

##### 二 コモンロー上の再公表者の責任

オーストラリアおよびイングランドにおいては、名誉毀損的表現を繰り返したまたは再公表する者はすべて、第一公表者 (original publisher) として責任を負う。第二公表者は、第一公表者を特定しまたは自分自身の表現を公表したのではなく、第一公表者の表現を報じただけであると主張しても、免責事由とはならない<sup>(60)</sup>。

新聞記事の場合は、執筆者、編集者、発行者、印刷者、会社所有者、および——善意の流布 (innocent dissemina-

ion) の免責事由が適用される場合を除き——配布者 (distributor) ならびに小売業者のすべてが、責任を負わなければならない可能性がある。ラジオ局およびテレビ局においても同様の役割を担う者は、名誉毀損的表現を放送したことについて責任を負うことになる。<sup>(61)</sup>

免責される善意の流布というのは、新聞雑誌小売業者、書店、図書館、または他の配布者が公表物に名誉毀損的表現が含まれていたことを知らなかったこと、それが当該表現を含んでいると信じるに足りる理由がなかったこと、およびそのような知識を欠いていたことが自らの過失によるものでなかったことを立証できる場合に限り、適用される。<sup>(62)</sup> このことは、配布者は公表物が名誉毀損的表現を含む可能性があることを知っておりまたは知るべきである場合には、責任を負うことである。したがって、配布者は、名誉毀損的表現が、論争のある事項を掲載する傾向のある新聞に含まれているだけで、その公表の責任を負わなければならない可能性がある (オーストラリアやイングランドにおいて日本の週刊誌を扱う売店は、このような配布者に当たり、したがって責任を負うであろう)。

再公表に関する配布者の責任に関連するゴールドスマス対スベリングズ事件<sup>(63)</sup>において、イングランドの控訴裁判所 (Court of Appeal) の多数意見は、原告が主張するライベルについては、あらゆる配布者に対し、訴訟を提起することが可能であると判示した。スカーマン裁判官およびブリッジ裁判官 (Lords Scarman and Bridge) は、プレス自由の侵害のおそれがあるかも知れないが、そのおそれは、原告に由来するものではなく、法に由来するものであると考えた。法に基づく配布者に対する訴権を存続すべきか否かは、議会の考慮すべき問題であると述べた。これに対し、デニング記録長官 (Lord Denning M.R.) は、ライベルについて事前に知識を有していたことが立証される場合を除き、末端の配布者 (subordinate distributor) が原告に対して責任を負うと判示された先例がないとして、反対意見を述べた。配布者に対して訴訟を提起する原告の主要な目的は、配布経路を遮断するという法の手続の範囲

外にある付随的なものであり、さらにプレスのは、開かれた配布経路を維持することにかかっていると述べた。デニング記録長官の反対意見によると、公表物が名誉毀損的表現を含むことを知っていたことが立証されるならば、新聞雑誌小売業者、書店などの末端の配布者でも責任を負うことになる。

善意の流布の免責事由は、印刷者、複製者、放送局、および翻訳者には、適用されない。

日本の名誉毀損法が複雑化していない現段階においては、日本においても、憲法上の表現の自由の保障にも配慮しつつ、再公表の責任について新たな法理を形成することが可能であると考える。名誉毀損的表現の再公表者に責任を負わせ、報道被害者の人権のよりよく保護する道を歩むことを期待したい。

## 第五節 日本法の救済方法の検討

### 一 救済方法と損害賠償の高額化

日本の民法は、故意または過失によって他人の名誉を毀損した者は財産および財産以外の損害に対し、賠償責任を負う（民法第七〇九条および第七一〇条）とし、裁判所は他人の名誉を毀損した者に対し、被害者の請求により損害賠償に代えまたは損害賠償とともに名誉を回復するに適當な処分を命じることができる（同第七二三条）と規定している。適當な処分としては、差止め命令、取消、謝罪広告の掲載、<sup>64</sup>反論文の掲載などがある。

これらは、虚報に対する救済方法としても有効である。ここでは、こうした救済方法のいくつかについて検討するが、まず、損害賠償を取り上げることとする。

日本の裁判所が名誉毀損係訴訟で認定してきた損害賠償は、コモローの諸国に比べて確かに低額であった。日本において名誉毀損係の損害賠償額が低いことは、コモローにおいて伝統的に認められている懲罰的損害賠償 (punitive damages) の考え方がなく、また、損害を査定し、賠償額を定める陪審制度がないこと(66)にその原因を求めることができる。

日本の名誉毀損訴訟における最近の損害賠償額は、秋吉健次氏の前掲の調査によると、一九九〇年から九三年までに名誉・プライバシー関連事件において付与された損害賠償の平均額 (弁護士費用を含む) は、九三万九千円であった。(67)興味深いことに、三浦被告に対し付与された平均額は、五七万円であり、三浦被告に対する損害賠償額を除くその平均一五九万三千円の三分の一であった。(68)日本の高い物価、新聞・雑誌の巨大な発行部数、テレビ・ネットワ―ク番組の視聴者数などを考えると、この金額は、特に低いとみななければならない。しかし、その後、従来よりも多額の損害賠償を認める判決が出た。それは、月刊誌「選択」による名誉毀損事件に関する一九九五年三月一四日の東京地方裁判所判決においてであって、同地裁は、五〇〇万円の損害賠償の支払いを命じた。(70)これでも、コモロー諸国の損害賠償額よりも低い(秋吉氏のような調査が見当たらないので、的確な比較は困難である)が、損害賠償の高額は、メディアに大きな影響を与えることは必至であり、このような傾向が続くならば、「書き得」という風潮に歯止めをかけることになるであろう。

今後とも、損害賠償の高額化が進むか否かは予測し難いが、日本の裁判所は、人身損害関連事件においては、世界で三番に高い賠償額を付与するようになったという調査(71)もあるので、さらに高額化することも考えられる。

## 二 差止命令

コモンロー諸国のうち、オーストラリアおよびイングランドにおいては、差止命令 (injunction) は名誉毀損との関係でも認められることがあるが、日本では、憲法第二一条の表現の自由の保障とのバランスをとるために、慎重な意見が強かった。しかし、最高裁判所は、北方ジャーナル事件<sup>(12)</sup>において、「人格権としての名誉権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができる」と判示した。同判決は、このような差止は憲法第二一条第二項に禁止された「検閲」に該当しないが、事前抑制である以上、厳格かつ明確な要件のもとにおいてのみ認められるべきであるとした。特に表現が公務員または公職候補者に関する場合には、差止めは、原則として認められないと述べた。しかし、その例外として、「その表現内容が真実でなく、又はそれが専ら公益を図る目的のものでないことが明白であって、かつ、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞があるときは」差止めを認めると判断した。

ここで注目されるのは、「その表現内容が真実でなく」ということを差止めを認める要件の一つにしていることである。これは、本稿でいう「虚報」であり、日本法的アプローチの特徴でもある。

## 三 反論文

反論権を明記した制定法は、新聞紙法が廃止された一九四九年以後、存在していないが、サンケイ新聞反論文掲載請求事件における最高裁判所第二小法廷判決<sup>(13)</sup>は、反論権を許す立法があれば、反論文掲載請求は認められることを示唆しているといえる。<sup>(14)</sup>

また、メディアによって取り上げられた者の名誉毀損が成立した場合には、民法第七二三条に基づく反論文掲載請求権が認められることは、同事件の東京地方裁判所の判決から明らかである。<sup>(75)</sup> この判決において、東京地方裁判所は、憲法による表現の自由の保障は反論権を含むものであり、「反論文を掲載することが有効、適切である場合には、反論文掲載請求が許容されることもありうる」と考えられる」と解釈した。この事件では名誉毀損が成立しなかったため、東京高等裁判所は、第一審判決の反論権に関する部分を削除し、<sup>(76)</sup> 最高裁判所は、民法上名誉毀損の救済として反論文掲載を命じ得るか否かについては言及しなかった。

サンケイ新聞事件における最高裁判所判決によると、反論権制度は、①記事に取り上げられた者が、②その記事の掲載によって名誉毀損の不法行為が成立するか否かとは無関係に、取り上げられたというだけの理由で、③当該記事に対する自己の反論文を無修正で、しかも無料で掲載することを求めることができるものである。同判決は、反論権制度により「名誉あるいはプライバシーの保護に資するものがあることも否定し難いところである」と消極的ながら、反論権に一定の理解を示したといえる。<sup>(77)</sup>

メディアに対する反論文掲載請求権を許す新しい法律が制定されるならば、報道被害者にとって効果的な救済方法の一つとなるであろう。それは、正確な事実を明らかにすることにもなるので、特に「虚報」に対しては有効であるといえる。

## 第六節 コモンローの救済方法の検討

### 一 救済方法とそれをめぐる論議

オーストラリアおよびイングランドにおいては、名誉毀損訴訟で勝訴判決を得た原告に対する主要な救済方法は、損害賠償 (damages) である。原告は、被告が名誉毀損的表現を公表することを抑止するために、差止命令を請求することもできる。

名誉毀損に関するコモンローは、損害賠償を救済方法の中心として発展してきており、公に名誉の回復を図るすべての者に対し、自己のニーズに合致しない救済方法を請求させるものであると批判されている。オーストラリアおよびイングランドにおける原告は、被告に取消 (retraction) をさせることができず、さらに被告のメディアにおいて反論する権利 (right of reply) も有していない。

イギリスで一九九〇年に公表された「プライバシーおよび関連の諸問題に関する委員会の報告書」(Report of the Committee on Privacy and Related Matters) (この委員会は、通常、「カルカット委員会」(Calcutt Committee) と呼ばれている) は、制定法に基づく反論権の導入に消極的な勧告をしたが、次のように原告が訂正 (correction) および謝罪 (apology) を請求できることが望ましいと考えた。

「非常に不正確な記事の対象となった個人が訂正および謝罪を求めることができるようにするのが望ましい、と我々は考える。我々はまた、プレスが公衆の信頼を保持したいと望むならば、実行できるときにはいつでも記録を

訂正し、さらにそのような訂正は相当に目立つ形で掲載する義務があると考える。事実について争いがある場合には、新聞が関係する個人または組織からの理にかなった書簡 (a reasonable letter) を掲載するのが一般的に適当であろう。」<sup>(78)</sup>

オーストラリア法改革委員会 (Australian Law Reform Commission) も、現行法の救済方法が専ら損害賠償であることを批判し、損害賠償以外の救済方法として、不公正なかつ名誉毀損的な表現の訂正の公表を命令する権限を裁判所がもつべきであると勧告した<sup>(79)</sup>。委員会は、迅速に利用できる他の法的救済方法である訂正命令が、名誉を毀損されている者に対しより効果的な救済となり、さらに公衆に正確な情報が伝わるような改善をすることになるであろうと考えた。

救済方法として損害賠償を重視するコモンローは、原告に対し、他のオプションを与えるために改革されるべきであると思わざるを得ない。例えば、反論権、訂正権 (取消)、裁判所の勧告による任意謝罪などの導入が考えられる。これらの救済方法のうち、特に損害賠償、差止命令などは伝統的に認められてきたものであって、その種類も豊富である。救済方法のいくつかをみることにする。

## 二 損害賠償

オーストラリアおよびイングランドにおける名誉毀損に対する損害賠償には、補償的損害賠償 (compensatory damages)、『懲罰的損害賠償 (exemplary (punitive) damages)』および名目的・侮辱的損害賠償 (nominal (contemptuous) damages) の三種類がある。

名誉毀損に対する補償的損害賠償は、日本の損害賠償のような、金銭的損害 (特別損害)、名誉の毀損、および精

神的苦痛に対する賠償である。被告の行為が原告の主観的な苦痛を悪化させた場合には、原告は、加重的損害賠償 (aggravated damages) を請求することもできる。原告が現実の損害を受けていない場合は、名目的損害賠償が認定される。

日本の報道被害者の立場からみると、最も興味深いのは、日本法に存在しない懲罰的損害賠償であろう。懲罰的損害賠償は、被告が名誉毀損的表現を公表するにあたってその行為が高圧的、傲慢、常習的もしくは悪意であり、または原告の権利に対する侮辱的態度を示すものであった場合には、被告に対する懲罰として認定される。

懲罰的損害賠償は、イングランドにおいては、ルークス対バーナード事件<sup>(80)</sup>に関する一九六四年の貴族院 (House of Lords) 判決によって制限されているが、オーストラリア最高裁判所は、ユールン対ジョン・フェアファックス事件<sup>(81)</sup>でその制限を否定した。しかし、ニュー・サウス・ウェールズ州においては、名誉毀損のための懲罰的損害賠償が制定法によって廃止され<sup>(82)</sup>、さらにオーストラリア法改革委員会は、次の三つの理由を挙げて、オーストラリア全土において懲罰的損害賠償を廃止するよう勧告している。

「一般的に、人が他人の懲罰によって利益を得ることは望ましくない。刑事裁判における保護手段なしに、民事手続において懲罰を与えることは望ましくない。陪審に責任を決定させるだけでなく、懲罰も認定させることは、オーストラリアの通常の慣習と矛盾する。」<sup>(83)</sup>

懲罰的損害賠償に反対するその他の論拠は、①不法行為法の機能は、懲罰を与えることではなく、補償を与えることである、②原告は、加重的損害賠償で十分に補償され得る、③陪審の評決は、抑制し難いものであるため、過度な損害賠償認定に至ることがある、などである。

懲罰的損害賠償は、反社会的な行為を防止するという、刑事法では達成できない役割を果していると考ええる。

日本において懲罰的損害賠償という考え方が認められるならば、それは虚報というメディアの反社会的行為の防止に役立つであろう。

### 三 差止命令

差止命令は、被告が名誉毀損に当たる表現を公表することを抑止するために認められる。原告は、判決前の中間的差止命令 (interlocutory injunction) または勝訴後の終局的差止命令 (permanent injunction) を請求することができる。

一般的には、名誉毀損訴訟に比べて、後述する悪意虚偽の訴訟の方が中間的差止命令を得やすいが、オーストラリアにおいては、訴訟が言論とプレス自由にかかわる場合には、原告は、名誉毀損訴訟の中間的差止命令に関する厳格な要件を避けるために、名誉毀損の代わりに悪意虚偽に基づく訴訟を提起することができないとする判例がある。<sup>(84)</sup> 中間的差止命令は、原告が名誉毀損的であると主張している事項を被告が公表しまたは公表し続けることを抑止するための中間的手段である。この差止命令の目的は、訴訟終結までは現状を維持することである。

言論の自由の保護という利益のために、中間的差止命令が名誉毀損事件において認められることは、稀である。特別の場合を除き、公表を抑止する中間的差止命令は、以下のいずれかに当該する場合には認められない。

① 被告が正当性 (justification) または公正な論評 (fair comment) という免責事由を主張する意図を有する場合。<sup>(85)</sup>

② 被告が虚偽の事項を公表する意図を有していたという悪意の存在を原告が立証できる場合を除き、被告が相対的免責特権 (qualified privilege) という免責事由を主張する場合。<sup>(86)</sup>

- ③ 原告が名目的損害賠償のみを得ることができにすぎない場合<sup>(87)</sup>。
- ④ 被告が名誉毀損の表現の公表を繰り返し、再開し、または継続する可能性が高いとは認められない場合<sup>(88)</sup>。
- ⑤ 原告が回復できない損害（すなわち、損害賠償で十分に補償できない実質的損害）を受け得る可能性が高いとは認められない場合<sup>(89)</sup>。

⑥ 公表が名誉毀損には当たらないとする後の陪審の事実認定が不合理であるという理由で撤回されるほどには、公表が明確に名誉毀損的であると認められない場合<sup>(90)</sup>。

⑦ 差止命令の結果が公共の利害にかかわる事項についての公衆の議論を抑止するものとなる場合<sup>(91)</sup>。

被告は、この段階で免責事由主張のための証拠を提出するように命じられることはないが、裁判所は、免責事由の主張が認められる可能性があるか否かを批判的に判断する<sup>(92)</sup>。

また、終局的差止命令は、原告が勝訴判決を得て、名誉毀損または悪意虚偽に当たる表現が将来的に公表され得ると裁判所が判断した場合には、被告がその表現または同様のものを公表することを抑止するために認められ得る。

### 第三章 虚報とプライバシー侵害該当性

#### 第一節 プライバシー権の提唱と展開

虚報がプライバシー侵害に該当し、救済が認められるのは、比較的限定された場合であるが、ここでは、まず、プライバシーのないしプライバシー権について検討することにする。

このプライバシーの概念は、コモンロー諸国のなかでも異なっている。プライバシー権が提唱され、それが判例上、ときには制定法上認められるようになったのは、アメリカにおいてである。

アメリカにおけるプライバシー権は、サミュエル・D・ウォーレンとルイス・D・ブランダイス (Samuel D. Warren and Louis D. Brandeis) の両氏が一八九〇年にハーヴァード・ロー・リヴュー (*Harvard Law Review*) に掲載した論文「プライバシー権」(The Right to Privacy) で提唱された。<sup>(93)</sup> この論文は、プレスと個人のプライバシーとの間の衝突を認識した上で、「あらゆる点で礼節と品位の明確な限界を越えている」とみなされるプレスによる報道の被害者に対して救済を与える新しい請求権の確立を提唱した。これは、「重要な先駆的な論文として高い評価に値するが、特にその後における判例法の展開によって今やこのプライバシー侵害の不法行為 (tort of invasion of privacy) は、その論文の作者が設定した範囲をはるかに越えている」<sup>(95)</sup>。

一九六〇年に、ウィリアム・L・プロッサー (William L. Prosser) 教授は、今までに下された三百以上の判決を分析した結果として、出現してきたプライバシー侵害に関する不法行為は「一つの不法行為ではなく、四つの不法行為の集合である」と述べた。<sup>(96)</sup> 同教授の言によると、プライバシー法は、原告の四つの異なる種類の利益に対する四つの異なる種類の侵害からなっており、これらがプライバシーという共通の名で結び合っているものの、各々の種類がすべて、原告の「ひとりにしておいてもらおう権利」(the right to be let alone) の侵害である要素を含んでいる以外は、ほとんど共通点がないということである。<sup>(97)</sup>

同教授は、この四つの不法行為に対してそれぞれ次のような名称を付した。

- ① 侵入 (intrusion)
- ② 私事の公開 (public disclosure of private facts)

## ③ 公衆の誤認 (false light in the public eye)

## ④ 盗用 (appropriation)

このプライバシーの類別は、アメリカのほとんどの法域において承認されている。

この四つの類型のうち、虚報に関連するのは、③の公衆の誤認のみであるが、アメリカでは、虚報がプライバシー侵害に該当し、救済が認められる場合がある。これについては、後述することにする。

## 第二節 プライバシー権に関する日本法的方法アプローチ

アメリカにおけるプライバシー論議は、日本では、一九二〇年代、一九三〇年代にも紹介されていたが、法学界で広く関心を寄せられるようになったのは、一九五〇年代後半であった。

そのような学界における議論を踏まえて提起されたのが小説「宴のあと」プライバシー侵害訴訟である。<sup>(98)</sup> 東京地方裁判所は、一九六四年九月に、憲法第一三三条ならびに民法第七〇九条および第七一〇条に基づき、「私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利として理解される」プライバシーの権利およびその侵害に対する損害賠償や差止めの可能性を認めた。<sup>(99)</sup>

このようなプライバシー権は、その後も判例で認められているが、虚報で問題となる、公衆の誤認によるプライバシー侵害に関する不法行為をカバーするまでには至っていないとみられている。したがって、日本において虚報の対象とされる被害者は、その報道が名誉毀損に当たらない限り、訴訟を提起することはできないであろう。

東京高等裁判所の竹田稔判事は、この問題について次のように述べている。

「ある事実を公開することによって他人に自己の眞の姿と異なる印象を与えること」を虚偽の事実の公表により自己の姿と異なる印象を与えることと理解すれば、それは個人の私生活や私的事項とは別個の範疇であり、プライバシーの権利概念からはずすのが概念の明確性からみて妥当である。虚偽事実の公表により個人の社会的評価が低下するならば、名誉侵害として保護でき、それで十分といえるからである。もっとも、プライバシー侵害の実態を見ると、真実と虚偽とを混ぜ合わせて公表することにより読者等の興味を引くような事例もみられる。そのような場合には、全体として名誉侵害とプライバシー侵害という一個の不法行為がなされたものとして当事者の選択するところに従った救済が可能である<sup>(10)</sup>。

ところが、最後の点について、筑波大学の斉藤博教授は、「事実らしく受け取られるおそれ」のある部分が事実である個人情報と混ざり合っている場合には、右の部分もプライバシーの中に含めざるを得ないと考えている<sup>(10)</sup>。

プライバシー権に関する日本法は、その判例を分析した村上孝止「プライバシー vs マスメディア」<sup>(10)</sup>をみても、フレキシブルである。アメリカの判例理論で確立されている「公衆の誤認によるプライバシー侵害」も、日本法的風土に根付くように理論構成することは可能であると考える。

### 第三節 プライバシー保護に関するオーストラリア法とイングランド法

オーストラリアおよびイングランドにおいては、包括的プライバシー権 (general right of privacy) は認められていないが、プライバシーは判例法および制定法によって一定の範囲内で保護されている。

判例法上は、プライバシーは、トレスパス (trespass)、信頼違反 (breach of confidence)、ヒューサンス (nu-

sance)、名譽毀損、契約違反 (breach of contract)、信託違反 (breach of trust) などの分野において部分的に保護されている。

同様に、制定法上は、電気通信傍受 (interception of telecommunications)、<sup>(98)</sup> 盗聴装置の使用 (use of listening devices)、<sup>(99)</sup> 政府機関の保有する個人情報<sup>(100)</sup>の公開 (disclosure of personal information held by governmental agencies)、<sup>(101)</sup> 前科情報の無断公開 (unauthorised disclosure of spent convictions) などによるプライバシー侵害が禁じられている。

#### 一 判例法上のプライバシー

オーストラリアにおける判例法上のプライバシーの権利は、一九三七年のヴィクトリア・パーク・レーシング・アンド・レクリエーション・グラウンズ対テラー事件<sup>(102)</sup>におけるオーストラリア最高裁判所の著名な判決をめぐって争われた。この事件で、原告は、被告が原告の競馬場のすべてが見えるようにその競馬場の近くに建設した展望台から競馬放送を行うことに対して、コモンロー上のニューサウスおよびプライバシーの権利の侵害があると主張して、当該放送の差止命令を請求した。しかし、当該請求は、第一審においては、ニュー・サウス・ウェールズ州最高裁判所によって棄却され、さらにその上告審であるオーストラリア最高裁判所においても、三対二の多数をもって退けられた。

レーサム首席裁判官 (Chief Justice Latham) は、動機および目的を問わず他人の土地を見渡す無条件の権利を支持する見解を明確に示し、包括的プライバシー権の存在を次のように否定した。

「プライバシーの侵害に対する制限が望ましいとしても、包括的プライバシー権が存在していることを証明する

判例は一件も見い出せなかった。」<sup>(13)</sup>

この判決は、その後におけるプライバシー権の発展を妨げている。

オーストラリア法改革委員会 (Australian Law Reform Commission) は、一九七九年に「不公正公表——名誉毀損とプライバシー」(Unfair Publication: Defamation and Privacy) とする報告書において、「将来的にオーストラリアの裁判所に、自己の土地をのぞき見されないようにするコモンロー上の権利を肯定するように納得させる試みは、最高裁判所においては、ヴィクトリア・パーク判決が誤審であったという根拠をもってするほかは可能性がない。便宜的な区別をする根拠はなはだ薄弱である」という意見を述べた。同委員会は、ヴィクトリア・パーク事件は裁判所が包括的プライバシーの保護を進展させる阻害要因となっているため、そのような保護は、もしそれが望ましいと考えられるのであれば、立法で実現する以外に方法はないという結論に達した。<sup>(14)</sup>

同様に、イングランドの控訴裁判所は、一九九〇年のケイ対ロバートソンおよびスポーツ・ニュースペーパーズ事件<sup>(15)</sup>(第四章参照)においてプライバシー侵害に関する不法行為 (tort of infringement of privacy) の存在を否定した。<sup>(16)</sup>この事件を審理した三名の裁判官は、それぞれコモンロー上はプライバシーの権利が存在していないことに遺憾の意を示し、もしそのような権利が望ましいと考えられるのであれば、議会が制定法によってそれを確立する必要があると強調した。

## 二 制定法による改革の勧告

前述のカルカット委員会は、一九九〇年六月、プライバシーおよびそれに関連する諸問題について報告する際に、プライバシー侵害を不法行為とするための法律制定の必要性がまだ十分に論議され尽くしていないという結論を出し、

立法の代わりに、プレス苦情処理委員会 (Press Complaints Commission) の設立を含む、改善された自主規制制度を実施しようとした。しかし、同委員会は、もしその制度が失敗に終わった場合には、プライバシー侵害に関する不法行為の制定法による確立が再検討されなければならないと考えた。<sup>(18)</sup>

カルカット委員会は、包括的なプライバシー侵害に関する不法行為の確立は、許容し難い法的不安定を招くことになるため、実効性がないと判断したが、これは、必ずしも個人情報報告を広く世間一般に向けて公表することに対する不法行為の確立を除外するものではないと述べている。<sup>(19)</sup>

この見解は、オーストラリア法改革委員会が一九七九年に不公正公表に関する報告書において述べたものと一致していると思われる。同委員会は、プライバシーを侵害する公表者から被害者を保護する制定法を創出することが望ましいが、その制定法は包括的プライバシー権を確立するものではなく、保護の範囲を個々に明確にすべきものであるという結論に達した。<sup>(20)</sup>

オーストラリアおよびイングランドにおけるこのようなプライバシー保護観に対し、アメリカでは、判例法および制定法の双方に基づいてプライバシーの権利を実現してきた豊富な経験がある。そこで、プライバシー侵害のなかでも、特に公衆の誤認によるプライバシー侵害の性質および有効性について検討することにする。

### 三 公衆の誤認によるプライバシー侵害に関するアメリカ法

公衆の誤認によるプライバシー侵害は、プライバシー法の最新の分野であるため、その範囲がまだ不明確であるが、非常に多数の訴訟が提起され、それらの大部分において被害者が勝訴している。<sup>(21)</sup>

アメリカ合衆国最高裁判所および州の法域のほとんどは、公衆の誤認によるプライバシー侵害を認めている。しか

し、その多くの場合において、不法行為法に基づく救済を与えるべきか否かの政策的議論はほとんどなされていない。<sup>(12)</sup> 原告は、公衆の誤認によるプライバシー侵害の訴訟で勝訴判決を得るためには、①被告が原告についての誤認を公衆に抱かせたこと、②その虚偽の描写が一般人 (reasonable person) にとって非常に不快であったこと、および③被告が公表されたものが虚偽であることを知っていたか、またはそれが虚偽であるか否かを無謀に無視して行動したこと (すなわち、アメリカのライベル法における現実の悪意 (actual malice) の法理<sup>(13)</sup>と同様である) を立証しなければならぬ。

公衆の誤認の不法行為の要件は、名誉毀損に類似しているが、実質的な相違が三点ある。<sup>(14)</sup> 第一に、誤認は、名誉毀損に当たるものでなくてもよい。それが名誉毀損にも当たる場合、原告は名誉毀損の訴訟も提起できる。第二に、公衆の誤認によるプライバシー侵害の訴訟の要件として、訴訟の対象物が相当数の公衆へ公表されなければならない。名誉毀損訴訟の場合にはただ一人の第三者への公表でも十分である。そして、第三に、公衆の誤認に関する不法行為は、名誉毀損より精神的な苦痛を救済するものであるから、名誉毀損に関する不法行為に比べて、社会的な名誉が毀損されたという立証の重要性がかなり低い。

名誉毀損と公衆の誤認の不法行為の範囲が重複している結果、ライベルとスランダーの制限を避けるために、名誉毀損訴訟のほとんどをプライバシー侵害訴訟として提起することが可能である。<sup>(15)</sup> プライバシー侵害の事件は、すでに名誉毀損の狭い適用範囲をはるかに越えているので、名誉毀損の不法行為で勝訴できなかった多くの場合においても、当該被害者に必要な救済を与えることができる。<sup>(16)</sup> そのため、プライバシー侵害訴訟が、名誉毀損訴訟にとって代わるであろうとさえいわれているが、この点については論議の残るところである。<sup>(17)</sup>

#### 四 救済方法

コモンローにおけるプライバシー侵害に対する救済方法は、名誉毀損の場合と同様である。日本においては、損害賠償が中心であるが、事前差止が可能か否かについて「エロス＋虐殺」事件<sup>(四)</sup>で争われたことがある。この事件において、東京高等裁判所は、プライバシー侵害に対する差止めを比較衡量の上で決すべきであると判断した。しかし、本件で問題となった、無政府主義者大杉栄の恋愛関係およびいわゆる日蔭茶屋事件を描いた映画「エロス＋虐殺」によるプライバシー侵害は明確でなく、映画の公開上映を「差止めなければならぬ程度にさし止めた、しかも回復不可能な重大な損害が生じているものと認めることはできない」として、事前差止請求を却下した。

### 第四章 虚報と悪意虚偽該当性

#### 第一節 悪意虚偽の法理

日本法には、コモンローとは異なり、悪意虚偽 (malicious falsehood) という不法行為の考え方はない。オーストラリアおよびイングランドにおいては、この不法行為は、その表現が①真実でなく、②悪意をもって公表され、および③すでに特別損害<sup>(五)</sup>をもたらした、またはそれをもたらす可能性があることを原告が立証できる場合に、成立する。日本法的アプローチは柔軟であるので、民法第七〇九条を根拠に同様な法理を確立する可能性はあるとみている。

コモンローのアプローチでは、原告の財産、商品またはサービスに関する虚偽の言辞が原告の名誉を毀損する場合

は、名誉毀損と悪意虚偽の訴訟の双方を提起できるが、一般的には、悪意虚偽訴訟では、原告が上記のすべての要件を立証する責任を負うため、名誉毀損訴訟よりも困難を伴う（名誉毀損訴訟の場合、裁判所は名誉毀損的言辞が真実でないとは推定する）。

ここでいう「悪意」とは、原告を害する目的またはその他の不正もしくは不適当な目的 (dishonest or improper motive) のために公表されたことを意味する。公表者が①公表の時点で、言辞が真実でないこと、さらに原告を害する可能性があることを知っていた場合、または②言辞が原告を害する可能性を知っており、言辞が真実であるか否かを無謀にも無視して公表した場合には、悪意の存在が推定される。公表者は、その従業員または代理人の悪意に対して責任を負うが、公表のために資料を提供する独立契約者の悪意については責任を負わない。

悪意の立証は極めて困難であるため、メディアが責任を免れることを容易にしている。個人または法人に金銭的損害を与える虚偽の言辞の公表者は、不注意に行動しても、公表者、その従業員および代理人が善意で行為する限り、責任を負わない。

このようにメディアにとっては免責範囲が広いことから、悪意虚偽に関する不法行為法は、虚報の対象とされる個人にとってほとんど意味がなく、プライバシー保護にとっても、不適切である。イギリスのカルカット委員会が一九九〇年に報告したとおり、虚偽性と悪意の双方を立証しなければならぬという要件があるため、悪意虚偽という不法行為が成立する場合は限られているが、例えば、ある製品の質について「粗製乱造」との非難を受けるといった場合には成立する。

しかし、有名人の場合、虚報の対象となり、名誉毀損、プライバシー侵害、および他の不法行為法の訴訟では勝訴できなくとも、悪意虚偽訴訟で勝訴できることがある。イングランドのケイ対ロバートソンおよびスポーツ・ニュー

ズベーパーズ事件<sup>(18)</sup>は、その良い実例である。

この事件で問題となったのは、サンデー・スポーツ紙の記者およびカメラマンが事故で大けがをしていた俳優の入院中の病室に侵入し、同氏がインタビューと写真撮影について理解に基づく承諾を与える状態でなかったにもかかわらず、それらを同氏の同意を得たものとして公表しようとしたことである。控訴裁判所 (Court of Appeal) は、本件に関する記事の掲載を差し止めることはできなかったが、原告と接し、その後原告の代理人が宣誓した供述書を読んだことから、原告が承諾を与えなかったとする記者およびカメラマンの判断はその後のすべての公表が悪意のもつてなされたものであるとするのに十分であると判示し、その表現に対して終局的差止命令を認めた。特別損害については、裁判所は、将来いずれの日にか原告の事故とその後の回復についての話を高く売ることができる可能性という貴重な権利の縮小が、同氏に対する特別損害に当たると判示した。

悪意虚偽に関するコモントリー上の保護は、虚報被害者に役立つことはあまり期待できないが、ケイ事件のような例もあるので、有効に機能することもあり得る。

## 第二節 救済方法

悪意虚偽に対しては、原告は、金銭的損害については損害賠償を請求できるが、精神的苦痛については請求できない<sup>(19)</sup>。

また、差止命令は、被告に対し名誉毀損的表現についてばかりでなく、悪意虚偽に当たる表現を公表することを抑止するために認められる。原告は、判決前の中間的差止命令または勝訴後の終局的差止命令を請求することができる。

一般的には、名誉毀損訴訟に比べて、悪意虚偽訴訟の方が中間的差止命令を得やすいが、オーストラリアにおいては、訴訟が言論とプレスpressの自由にかかわる場合には、原告は、名誉毀損訴訟の中間的差止命令に関する厳格な要件を避けるために、名誉毀損の代わりに悪意虚偽に基づく訴訟を提起することができないとする判例がある。<sup>(138)</sup>

## 第五章 虚報と訂正・取消放送

### 第一節 訂正・取消放送制度の概要

誤報・虚報があった場合に、それらを訂正することを請求し、実際に訂正が行われる制度があるならば、誤報・虚報被害者にとってばかりでなく、正確な情報を受けることを期待している公衆にとっても有益である。本稿が対象にしている問題について、堀部政男教授は、特に訂正制度の確立を重要視している。ここでは、教授が現行の訂正制度としてその検討の意義を強調する訂正・取消放送制度についてみることにする。

日本の一九五〇年放送法は、放送の不偏不党、真実、および自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保する（第一条第二項）とともに、不正確な放送による被害が甚大なものとなり得るので、被害者が簡易かつ迅速に自己の権利を回復できるようにすることを目的として訂正・取消放送制度を設けた（第四条）。郵政省は、被害者救済の改善を図るため、一九九五年にこの制度に関連した放送法の規定、施行令、および施行規則の改正<sup>(139)</sup>を行った。その結果、現在の第四条の規定は、次のようになっている。

「放送事業者が真実でない事項の放送をしたという理由によって、その放送により権利の侵害を受けた本人又は

その直接関係人から、放送のあった日から三箇月以内に請求があったときは、放送事業者は、遅滞なくその放送をした事項が真実でないかどうかを調査して、その真実でないことが判明したときは、判明した日から二日以内に、その放送をした放送設備と同等の放送設備により、相当の方法で、訂正又は取消しの放送をしなければならない。」

(第二項)

この規定は、「真実でない事項の放送」(誤報・虚報)による被害者は、侵害された自己の権利を回復するために放送事業者に対し、訂正・取消放送の請求を行うことができ、被害者またはその直接関係人から、放送のあった日から三ヶ月間以内に請求があったときは、放送事業者は、遅滞なく自ら調査し、真実でないことが判明した場合には、その日から二日以内に、同等の放送設備によって、相当の方法で、訂正または取消しの放送をしなければならない、とするものである。

また、第四条は、「放送事業者がその放送について真実でない事項を発見したときも、前項と同様とする」(第二項)と、請求によらない場合についても規定している。

さらに、第四条は、「前二項の規定は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による損害賠償を請求することを妨げるものではない」(第三項)と、民法との関係について規定している。

しかし、被害者が請求しても、問題となった放送番組が保存されていなければ、その内容を確認することができないことになるので、放送法第五条は、「放送番組の保存」について、次のように規定している。

「放送事業者は、当該放送番組の放送後三箇月間(前条第一項の規定による訂正又は取消しの放送の請求があった放送について、その請求に係る事案が三箇月を超えて継続する場合は、六箇月を超えない範囲内において当該事案が継続する期間)は、政令の定めるところにより、放送番組の内容を放送後において審議機関又は同条の規定に

よる訂正若しくは取消しの放送の関係者が視聴その他の方法により確認することができるように放送番組を保存しなければならぬ。」

番組の保存方法は、録音・録画に限定されている（施行令第一条）。また、経済市況等の権利侵害のおそれの少ないと考えられる一部の番組を除き、すべての番組は、保存対象となっている（施行令第一条および施行規則第一条の五）。

訂正・取消放送制度は、放送による虚報に対する救済方法として極めて重要な意義を有しているので、この制度の国民への周知の徹底、放送事業者による訂正・取消放送の適切な実施などが必要である。

## 第二節 放送法の旧第五条に関する判決

ここで取り上げた放送法第五条は、一九九五年改正後のものであるが、改正前の旧第五条は、「放送番組の内容を放送後において審議機関又は前条の規定による訂正若しくは取消しの放送の関係者が確認することができるように必要な措置をしなければならない」と規定し、現行法の「視聴その他の方法により」および「放送番組を保存しなければならない」を欠いていた。そのような旧第五条に関する事件であるが、東京高等裁判所は、一九九六年六月二七日に、東京放送（TBS）による名誉毀損事件において、正当な理由がないのに放送法の旧第五条に基づく原告の放送番組の視聴請求を否定したTBSは原告の放送内容の確認を求める権利を侵害したと判示した<sup>(139)</sup>。この判決は、放送番組の視聴請求が裁判で争われた初めてのケースとして、各メディアの注目を集めた。

現行の放送法が訂正を求める者と放送事業者との間の権利・義務関係をより明確にしたために、このような判決に

なつたとみることまでできる。

## 第六章 裁判外の救済方法

### 第一節 日本の裁判所以外の機関への苦情申立て

日本の虚報被害者は、民事訴訟を提起するか、または刑法の名譽毀損罪<sup>(10)</sup>で告訴する以外にも、法務省人権擁護局や各弁護士会に救済を申し立てることができる。これらの機関による勧告は、拘束力はないが、メディアが取り上げるならば、社会的注目を集め、当該メディアに大きな影響を与えるであろう。

しかし、日本においては、すぐ後でみる、オーストラリアおよびイギリスにあるような特別の機関は存在しない。特別の機関は、裁判所で訴訟を遂行する経済力をもっていない被害者にとっては、救済方法として非常に重要な意味を有している。

### 第二節 オーストラリアにおける特別の機関

オーストラリアにおいては、印刷メディアによる被害を受けた者は、その編集者に苦情を申立てることができる。オーストラリアのほとんどの新聞社は、何らかの形で内部審査手続を設けている。被害者は、それで満足できる解決が得られない場合、オーストラリア・プレス評議会(Australian Press Council)に事案を付託することができる。さ

らにジャーナリスト倫理の違反を主張する場合には、記者の大半が所属しているメディア・興行・芸術連合 (Media, Entertainment and Arts Alliance) に苦情を申し立てることができる。これらの機関は、メディアによって設立された自主規制のための組織である。

同様に、電波メディアによる被害を受けた者は、放送事業者との話し合いで問題が解決しない場合、連邦の一九九二年放送事業法 (*Broadcasting Services Act 1992*) に基づいて設立されたオーストラリア放送委員会 (Australian Broadcasting Authority) に事案を付託できる。オーストラリア放送公社 (Australian Broadcasting Corporation) による放送の場合には、被害者は、その独立苦情審査パネル (Independent Complaints Review Panel) による内部審査を申し立てることができる。

報道被害者は、公表の行われた場所によっては、州法に基づいて設立されたプライバシー委員会 (privacy committee) へ苦情を申し立てることができる場合もある。

プライバシー委員会を除き、これらの機関は、もともとイギリスにおいて設けられた特別の機関を参考に設立されたと考えてよい。

### 第三節 イギリスにおける特別の機関

イギリスにおいては、印刷メディアによる被害者は、プレス苦情処理委員会 (Press Complaints Committee) に苦情を申し立てることができる。この委員会は、一九九〇年六月にプライバシーおよび関連の諸問題<sup>(4)</sup>に関して報告したカルカット委員会の様々な勧告に従って、一九九一年一月に、従来のプレス評議会 (Press Council) に代わって、

新聞・雑誌の不当な行為 (Malpractice) に対する苦情を裁定する任務をもつ新しい自主規制機関として設立された。プレス苦情処理委員会の行動綱領 (Code of Practice) に記載された一六項目のうち、以下の三項目は、虚報に關連するものといえる。

「①正確性

一、新聞および定期刊行物は、不正確な資料、誤解を招くような資料、または歪曲された資料を公表しないよう注意しなければならない。

二、重大な誤り、誤解を招くような発言の引用、または歪曲された記事が報道されたと認められる場合はいつでも、迅速かつ適切に明確な形で訂正しなければならない。

三、適宜に、謝罪を掲載しなければならない。

四、新聞または定期刊行物が当事者となった名誉毀損訴訟の結果については、つねに公正かつ正確な報道をしなければならぬ。

②反論の機会

不正確な記事に対する公正な反論の機会が正当に要求されたときは、個人または団体に与えられなければならない。い。

③論評、推測および事実

新聞が党派性をもつことは自由であるが、論評、推測および事実を明確に区別しなければならない。<sup>(18)</sup>

委員会は、一九九四年に、二千二九七件の苦情を受理したが、このうち、九一件が正式の裁定によって処理され、その他は、編集者との話し合いによって非公式に解決された。<sup>(19)</sup> 苦情のうち、七割が報道の不正確さを主張するもので

ある。救済方法としての委員会のメリットは、その迅速性および費用にあるといつてよからう。一般の苦情は、二ヶ月以内に処理され、その費用は、苦情を郵送する切手代のみである。

プレス苦情処理委員会以外に、報道被害者は、社内オンブズマン (in-house ombudsman)<sup>(14)</sup>、全国記者組合 (National Union of Journalists)、および記者協会 (Institute of Journalists) に苦情を申し立てることができる。社内オンブズマンは、任命された読者代表からなり、新聞と読者の間の仲裁者、または仲介者として綱領違反を独立して処理している。

電波メディアによる被害者は、放送苦情処理委員会 (Broadcasting Complaints Commission) に苦情を申し立てることができる。同委員会は、一九八一年放送法 (Broadcasting Act 1981) および一九八四年ケーブル及び放送法 (Cable and Broadcasting Act 1984) に基づいて権限を行使している。その任務は、(a) 実際に放送されたラジオまたはテレビ放送番組における不当または不公平な取扱い (unfair or unjust treatment)、または (b) そのような放送番組におけるプライバシーの不当な侵害、もしくはそのような放送番組に含まれる素材の入手に関連するプライバシーの不当な侵害 (unwarranted infringement of privacy in, or in connection with the obtaining of material included in such programmes) について申し立てられた苦情を審理し、かつ裁定を下すことである<sup>(15)</sup>。委員会は、収録のみで放送には至らなかった番組に関する苦情や、番組の水準や質などについての苦情は取り扱わない。委員会は、裁定を下したとき、関係放送機関に対し苦情申立ての要約および委員会の認定またはその要約を、委員会の指定する方法および期間内に公表するように指示することができる<sup>(16)</sup>。大部分の苦情の裁定につき、委員会は、イギリス放送協会 (British Broadcasting Corporation) の場合はラジオ・タイムズ誌に、民営放送局の場合はT Vタイムズ誌に、裁定の要約を公表すべきことと、同じくその要約を放送すべきことを、当該放送機関に命じている<sup>(17)</sup>。

しかし、委員会は、放送機関または放送番組制作者に対し、苦情申立人への謝罪または訂正放送および金銭的救済するように要求することはできない<sup>(8)</sup>。

#### 第四節 特別の機関が存在しない日本への提言

すでに述べたように、日本においては、オーストラリアおよびイギリスにあるような独立した自主規制の機関は存在しない。日本新聞協会は、新聞倫理綱領に違反する会員新聞社に対し、団体規約に従ってその会員資格を取り消す権限を有しているが、それを一度も行使したことがない。

日本のメディアに対する苦情の多くは、現在、その新聞社、出版社または放送事業者の従業員によって処理される。日本の社会においてそのような役割を果す者が社員でありながら、中立の立場をとり、実際に自分が属する報道機関の行為を非難して報道被害者に救済を与えることができるか疑問である。

イギリスのカルカット委員会が指摘したとおり、読者代表またはオンブズマンは、その存在が広く知られ、さらに雇用者である新聞社から完全に独立していると考えられる場合には、従来の新聞の苦情処理手続に新たに加わった有用な制度である<sup>(9)</sup>とみることができ。しかし、日本の社内制度の場合、その担当者は、公益のために働く独立したプロフェッショナルな者としてではなく、その会社に勤める従業員としてみられるので、被害者は、その者の中立性に疑問を抱き、したがってその制度は、救済方法としてはあまり意味をもたないと考える。

日本の会社は、特にコーポレート・イメージに敏感なので、印刷メディアおよび電波メディアがそれぞれ業界レベルで特別の機関を設立するならば、それらは、報道水準を向上する効果をもたらすことが期待できよう。

日本においては、最近、イギリス式プレス苦情処理委員会やスウェーデン式オンブズマンのような自主的な機関の設立がしばしば提案されている。<sup>(6)</sup> イギリスの自主規制の方法は、非常に示唆的である。カルカット委員会が勧告しているように、法に基づく苦情処理審判所 (complaints tribunal) よりも、メディアが責任をもつ自主的な委員会が望ましいと考える。しかし、自主的な組織が被害者に対して効果的な救済を与えない場合には、苦情を迅速かつ安価に処理する審判所<sup>(7)</sup>が設立されるべきであろう。

苦情処理審判所が設立される場合には、裁判所と苦情処理審判所による法的救済方法が重ならないように、被害者がそのどちらかを選択し、一方を放棄することが望ましいと思われる。

印刷メディアについては、経験の豊富なイギリスにならってプレス苦情処理委員会を早急に設けるべきであると考ええる。無論、日本の社会および文化がイギリスと異なっているため、その新しい機関の設立にあたってイギリスの制度をそのまま導入することはできないが、日本においても、すでに映画界の映倫管理委員会や広告界の日本広告審査機構 (JARO) があるので、参考になる日本式苦情処理制度の先例がある。

電波メディアについては、印刷メディアと同じく自主的な特別の機関の設立が望ましいと思われる。

### おわりに

日本の高度情報化社会における表現の自由は、憲法によって有効に保障されているが、倫理的報道による名誉・プライバシーの権利の保護よりも、売上や視聴率の増加の方を優先させる無責任なメディアによって濫用されやすい。メディアの過度な競争や営利主義は、深刻な人権侵害の原因となっており、今後、情報化社会が高度化するに伴い、

名誉・プライバシー侵害はますます増加するおそれがある。

日本の報道被害者は、従来、裁判所による救済をあまり求めなかったが、最近、権利意識が高まるにつれて、自分の名誉・プライバシー権を主張するようになった。そのため、このところ、報道被害者は、多くの訴訟で勝訴判決を得るようになり、また、その損害賠償額も増加しつつある。三浦和義被告のように一人で多数の訴訟を提起する例は、これまでなかったが、それは、限られた法律の知識しかもたない一般被害者でも、その報道が虚偽である場合には、本人訴訟で勝訴できることを示している。これは、日本法の大きな特色である。

日本の裁判所は、憲法上の表現の自由と名誉・プライバシーの権利という相対立する利益のバランスをとろうとしている。しかし、報道被害者の救済は極めて重要であるので、報道被害を防止するためには、コモンドロのアプローチにみられる「再公表による名誉毀損」、特にアメリカ法にみられる「公衆の誤認によるプライバシー侵害」に対する責任を認め、さらに、名誉・プライバシー侵害に対する損害賠償を高額化すべきである。また、堀部教授がいうように、放送における訂正・取消制度ばかりでなく、すべてのメディアにおける訂正制度を確立するならば、虚報に対する救済は、充実することになる。

そればかりではない。日本のメディアは、現行の報道倫理綱領に従って取材・報道することにより、表現の自由およびその他の憲法上の人権を擁護するように努力すべきである。さらには、メディアは、報道倫理の高い水準を目指すべきである。そして、そのような綱領を守り、高い水準を維持していることをチェックするために、報道被害者に対し、法によらない、倫理に基づく適切な救済方法が与えられるようにすべきである。そのためには、直ちにイギリスのプレス苦情処理委員会のような自主規制機関を設立すべきである。報道被害者は、迅速にかつ費用をかけずに独立機関から救済が得られるようになるならば、長時間を要し、高い費用のかかる、現在の裁判所による救済方法より

も、自主規制機関を選択するようになるであろう。

新しい法理を確立するとともに、自主規制の機関を設置することができるようにするために、これらの問題について、さらに研究を深める必要がある。その際、コモンロー的アプローチから学ぶところは、非常に大きいといわなければならない。

(1) 以下、日本に特有な概念について、コモンローとの比較をする際などに参考になるので、英訳することにする。報道被害は、*damage caused by media reporting* と訳すことができる。

(2) 浅野健一『犯罪報道の犯罪』(学陽書房、一九八四年)、創編集部編『報道被害——一人の告発』(創出版、一九九一年)参照。

(3) Ofer Feldman, *Politics and the News Media in Japan*, University of Michigan Press, Ann Arbor, 1993, p. 100.

(4) Takeshi Maezawa, *Watchdog: A Japanese Newspaper Ombudsman at Work*, Cosmohills Publishing, Tokyo, 1994, pp. 35-37.

(5) 誤報・虚報——*misrepresentation and invention by the media*.

(6) 堀部政男「イギリスにおけるマスメディアをめぐる法と倫理」ジュリスト九五九号(一九九〇年七月一日号)五六頁参照。

(7) ここでいうイングランドは、地域的には、連合王国のなかのイングランドおよびウェールズを意味し、スコットランドおよび北アイルランドを除く。

(8) 日本には様々な報道倫理綱領があり、それらは、次のように正確な報道の重要性を強調している。

・日本新聞協会の新聞倫理綱領(一九四六年七月三三日制定、一九五五年五月一日補正)は、「公正」について、「個人の名誉はその基本人権と同じように尊重され、かつ擁護されるべきである。非難されたものには弁明の機会を与え、誤報はすみやかに取り消し、訂正しなければならない」と規定している(第四項)。

・日本雑誌協会・日本書籍出版協会の出版倫理綱領（一九五七年一月二七日制定）は、「報道の出版にあたっては、報道倫理の精神にのっとり、また、評論は、真理を守るに忠実にして節度あるものでなければならぬ。われわれは、真実を正確に伝え、個人の名誉は常にこれを尊重する」と規定している（第四項）。

・日本雑誌協会の雑誌編集倫理綱領（一九六三年一月一日制定）は、「人権と名誉の尊重」について、「個人及び団体の名誉は、他の基本的人権とひとしく尊重され擁護されるべきものである。真実を正確に伝え、記事に採りあげられた者の名誉をそこなうような内容であってはならない」と規定している（第二項第一号）。

・日本放送協会国内番組基準（一九五九年七月二二日施行）は、その第一章に掲げる「放送番組一般の基準」として、「人権、人格、名誉」をあげ、「人権を守り、人格を尊重する」ことおよび「個人や団体の名誉を傷つけたり、信用をそこなうような放送はしない」ことを定めている（第一章第一項第一号・第二号）。訂正については、同基準は、「放送が事実と相違していることが明らかになったときは、すみやかに取り消し、または訂正する」と規定している（同章第一三項）。

その第二章に掲げる「各種放送番組の基準」によると、報道番組は、「言論の自由を維持し、真実を報道すること」、「ニュースは、事実を客観的に取り扱い、ゆがめたり、隠したり、また、せん動的な表現はしない」こととなっている（第五項第一号・第二号）。

・日本放送協会国際番組基準（一九五七年七月二二日施行）は、「各種放送番組の基準」のなかで、「ニュースは、事実を客観的に取り扱い真実を伝える」と規定している（第三章第一項第一号）。訂正については、「放送が事実と相違していることが明らかになったときは、すみやかに取り消し、または訂正することとなっている（第四章）。

・日本民間放送連盟放送基準（これは、従来の日本民間放送連盟ラジオ放送基準および日本民間放送連盟テレビ放送基準を一九七〇年一月二二日に統合し、同年四月一日に施行されたものである。）も、放送事業者は、個人・団体の名誉を毀損し、またはプライバシーを侵害するような取り扱いはしないと規定している（第一章第二項・第三項）。「報道の責任」については、「ニュースは事実に基づいて報道し、公正でなければならぬ」と規定している（第六章第三二項）。ニュース報道にあたっては、放送事業者は、個人の名誉を傷つけないように注意しなければならない（第三二項）。そして、ニュースの誤報がある場

合には、「すみやかに取り消しまたは訂正する」となっている(第三七項)。

- (9) 日本国憲法第二一条第一項は、「言論、出版その他一切の表現の自由」を保障している。
  - (10) 日本国憲法第一二条は、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ」と規定している。
  - (11) 例えば、何をいわれても負けないというイメージをもつ歌手・松田聖子でも、自分の音楽活動をあまり取り上げず、スキヤンダルばかりを虚構する報道で傷つけられることが多いと主張している(Video Bible: Seiko Matsuda Best Hits Video History, Sony Music Entertainment (Japan), 1996)。
  - (12) 例えば、真神博『虚報』の構造——新聞はなぜミスリードするのか?』(文藝春秋、一九八九年)、後藤文康『誤報と虚報』(岩波書店、一九九〇年)参照。
  - (13) 例えば、板垣英憲「新聞の虚報、誤報、捏造記事——今年も懲りずに次々登場」ダカーポ三〇五号(一九九四年七月二〇日号)三二頁参照。
  - (14) 日本人コメンテーターは、この問題に言及するにあたってしばしば外国——特に、アメリカ——のメディアを批判し、関連したすべての問題が外国に特有な現象であるかのような書き方をする傾向があるといえる。例えば、タイム誌やナショナル・ジオグラフィック誌によるエレクトロニック・ダークルーム使用について、吉村卓也「どこまで許すか、トリック写真」アエラ(一九九四年八月二九日号)四六頁参照。
  - (15) ねつ造——the manufacturing of news.
- 国際的に最も有名なねつ造は、おそらく「ジミーの世界」(Jimmy's World)事件であろう。ワシントン・ポスト紙は、一九八〇年に、五歳のときから麻薬を用いているジミーという八歳の男子についての記事を掲載した。この記事において、新人記者は、ジミーの腕にヘロインが注射されるところを、極度の嫌悪感をもって目撃したと記述した。この記事は、ワシントンで一大センセーションを巻き起こし、その記者は翌年、特別記事部門でピューリッツァ賞を受賞した。その後、記者は、記事

の大部分はねつ造したものであり、「ジミー」というのは実在しない合成人物であったことを告げた。Gene Good win and Ron F. Smith, *Groping for Ethics in Journalism* (3rd ed.), Iowa State University Press, Ames, 1994, pp. 224-226。後藤文康『誤報——新聞報道の死角』(岩波新書、一九九六年)一七二頁以下参照。

(16) 書き得——the reporting of conjecture as fact in the mere hope that it will prove correct.

(17) やらせ——a staged simulation portrayed as a real event.

「やらせ」のより詳細な定義については、渡辺武達『テレビ——「やらせ」と「情報操作」』(三省堂、一九九五年)一七六頁参照。

日本の政界の報道においては、やらせは、別のことを意味する(Ofer Feldman, *Politics and the News Media in Japan*, University of Michigan Press, Ann Arbor, 1993, p. 131 参照)。

(18) Takeshi Maezawa, *Watchdog: A Japanese Newspaper Ombudsman at Work*, Cosmohills Publishing, Tokyo, 1994, pp. 105-108.

(19) 後藤文康『誤報——新聞報道の死角』(岩波新書、一九九六年)一七八頁以下参照。

(20) 朝日新聞のサンゴ事件も、やらせに似たものであるが、私は、それを「やらせ」ではなく「ねつ造」とみている。朝日新聞は、一九八九年四月に、環境問題に関する記事の写真として、取材したカメラマンが自ら沖繩・西表島の大アザミサンゴに彫ってつけた傷跡を撮影したものを掲載して、注目された。後藤文康『誤報——新聞報道の死角』(岩波新書、一九九六年)一五八頁以下参照。

(21) NHKが一九九六年三月に行った世論調査によると、日本国民は、事件・事故報道における次のような行為が人権侵害に当たると感じる。

- ・ 容疑者の家族について報道する 七五パーセント
- ・ 被害者や容疑者にマイクを差し出す 六八パーセント
- ・ 被害者の家庭の状況がくわしく説明される 五八パーセント

- ・容疑者の近所や勤め先での評判が報道される 四五パーセント
  - ・犯罪に関連して盗み取りの写真やビデオが出る 四〇パーセント
  - ・自殺した人の名前や動機が報道される 二六パーセント
  - ・罰するほどでないと思われる犯罪が報道される 二五パーセント
  - ・容疑者の名前や顔写真が出る 一一パーセント
- 松澤宏光・吉田理恵・牧田徹雄「世論調査リポート——メディアと人権」放送研究と調査四六巻八号（一九九六年八月号）二頁以下参照。
- (22) 諏訪勝『「北朝鮮女スパイ」報道の内幕』法学セミナー増刊・総合特集シリーズ四五号（一九九〇年一月）六〇頁、八尾恵「マスコミなんて信用できない——『北朝鮮スパイ』デッチ上げ事件」、東京弁護士会編『取材される側の権利——*Human Rights and Press Coverage*』（日本評論社、一九九〇年）五五頁、八尾恵「名譽回復を賭けて八件のマスコミ訴訟」、創編集部編『報道被害——一人の告発』（創出版、一九九一年）一三三頁、天野勝文・村上孝止編『現場からみた新聞学』（学文社、一九九六年）七〇頁以下参照。
- (23) 横浜地裁一九九五（平成七）年七月一〇日第一民事部判決（毎日新聞社および産業経済新聞社に対するスパイ報道謝罪広告等請求訴訟第一審判決）、判タ八八五号一二四頁。
- (24) 古木杜恵・関口勉「テレビにいじめられる側の倫理」放送文化（一九九五年六月号）四二頁、テレビ朝日取材班「河野家の苦悩と愛と感動の日々」放送文化（一九九六年五月号）一三八頁、河野義行「松本サリン事件——冤罪を生み出す警察と新聞の野合」文藝春秋（一九九六年六月号）一二〇頁参照。
- (25) この被害者は、自分の経験について次のように書いている。
- 「この十年間の出来事は、このメディア報道のために、まるでテレビの連続ドラマのように非現実的なものとされた気がする。……メディアが報道したことが現実であることは一度もなかった。それが真実であることは一度もなかった。私が新聞で読んだレポートは、実際に起こったこととは全く異なっていた。」Lindy Chamberlain, *Through My Eyes*, William Hein-

mann Australia, Melbourne, 1990, pp. ix-x' ジョン・シドルトン『報道被害者の法的・倫理的救済論——誤報・虚報へのオーストラリア・イギリスの対応を中心として』(一橋大学修士論文、一九九三年) 六六頁。

(26) Nick Russell, *Morals and The Media: Ethics in Canadian Journalism*, UBC Press, Vancouver, 1994, pp. 4-5.

(27) 虚報——false reporting; misrepresentation; fabrication; invention; disinformation.

(28) 誤報——misreporting; misinformation.

(29) 新聞編集関係法制研究会編『法と新聞』(日本新聞協会、一九七二年) 一三三頁以下。研究会の構成員は、伊藤正己・東京大学法学部長、田宮裕・立教大学法学部教授、堀部政男・一橋大学法学部助教授、伊藤慎一・東京大学新聞研究所教授、大野正男・弁護士、山川洋一郎・弁護士、高木四郎・朝日新聞東京本社社会部長・現社長付、森丘秀雄・毎日新聞東京本社編集局次長・現西部本社編集局長、牧内節男・毎日新聞東京本社論説委員、萩原福三・読売新聞社編集委員会幹事・現機報部長であった(肩書は当時)。報道の実態と法的問題をまとめたものとして貴重な文献である。

(30) 嘘が数回繰り返されることによって民衆の伝説・神話になることは、誤報・虚報の危険の一つである。例えば、飼い主が死亡してから十年間近く東京・渋谷駅まで迎えにきたという忠犬ハチ公物語は、実は、朝日新聞記者によるただの誤報・虚報であった、と聞いて驚く日本人は少なからう。この物語は、一九三二年に初めて朝日新聞で取り上げられ、三六年に「恩を忘れるな」という題名で小学校の修身の国定教科書にまで登場した。しかし、九四年になると、ハチ公の元飼い主は、駅に通ったその「忠犬」の本当の動機は、故上野英三郎博士の迎えではなく、ヤキトリの屋台で餌をもらうためであったことを明らかにした(吉田照美の『やるマン』がスクープ! 忠犬ハチ公はただの犬だった) 週刊文春(一九九四年三月三日号) 三二頁)。

(31) 民法第七〇九条、第七一〇条、および第七二三条参照。

(32) 刑法第二三〇条および第二三〇条の二参照。

(33) 例えば、ジュリスト一〇三八号(一九九四年二月一日号)の「名誉・プライバシー問題の現段階」特集、自由と正義四五巻八号(一九九四年八月号)の「報道と人権」特集、朝日新聞社会部編『被告席のメディア』(朝日新聞社、一九九四年)、読

- 売新聞社『新・書かれる立場、書く立場——読売新聞の「報道と人権」』（読売新聞社、一九九五年）など参照。
- (34) 秋吉健次「名誉・プライバシー関連判例の現状」ジュリスト一〇三八号（一九九四年二月一日号）四八頁。
- (35) 古川俊実『「ロス疑惑」事件報道の教訓』ジュリスト一〇三八号（一九九四年二月一日号）四三頁。
- (36) 最近、報道被害対策のために、次のようなマニユアルが出版されている。人権と報道・連絡会編『報道の人権侵害と闘う本——やればできる本人訴訟』（三一新書、一九九五年）、東京弁護士会人権擁護委員会編『報道被害対策マニユアル』（東京弁護士会、一九九六年）。
- (37) 古川俊実『「ロス疑惑」事件報道の教訓』ジュリスト一〇三八号（一九九四年二月一日号）四三頁。
- (38) 三浦被告は、一人で訴訟を提起しているが、刑事弁護人と接触することによって法律について相談する機会があり、さらに援助者に問題記事などを提供させているようである。
- (39) 三浦被告は、経済的に余裕がなかったから本人訴訟を提起しており、名誉毀損事件の立証責任はすべて被告側にあることは心強いと述べている。三浦和義「マスメディアと対等に闘える裁判のススメ」、創編集部編『報道被害——一人の告発』（創出版、一九九一年）一九五頁以下、人権と報道・連絡会編『報道の人権侵害と闘う本——やればできる本人訴訟』（三一新書、一九九五年）第五章参照。
- (40) *Gray v. Jones* [1939] 1 All E. R. 798.
- (41) *Smith's Case* (1604) Noy 151.
- (42) *Jones v. Jones* [1916] 2 A. C. 481.
- (43) *Yousouppoff v. MGM Pictures Ltd* (1934) 50 T. L. R. 581. この判決については、堀部政男「名誉毀損」、『英米判例百選Ⅱ私法』（ジュリスト別冊六〇号、一九七八年八月）四二頁参照。
- (44) *Meldrum v. A. B. C. Ltd* [1932] V. L. R. 425 (radio broadcasts); *Wainer v. Rippon* [1980] V. R. 129 (television broadcasts).
- (45) R. L. McEwen and P. S. C. Lewis, *Galley on Libel and Slander* (6th ed.), Sweet and Maxwell, London, 1967, p. 82.

- (46) *Wainer v. Rippon* [1980] V. R. 129.
  - (47) *Broadcasting and Television Act 1942* (Cth), s. 124.
  - (48) *Defamation Act 1952* (Eng.), ss. 1, 16; *Cable and Broadcasting Act 1984* (Eng.), s. 28 (cable communications).
  - (49) *Criminal Code* (Qld), s. 368; *Defamation Act 1957* (Tas.), ss. 6 and 9 (1); A. C. T.; *Defamation Act 1901* (N. S. W.), s. 3 (2).
  - (50) *Defamation Act 1974* (N. S. W.), s. 8.
  - (51) *Goldsmith v. Sperrings Ltd* [1977] 1 W. L.
  - (52) *Ibid.*
  - (53) *Pritchard v. Kranz* (1985) A. T. R. 80-673.
  - (54) *Morosi v. Mirror Newspapers Ltd* [1977] 2 N. S. W. L. R. 749.
  - (55) *Pritchard v. Kranz* (1985) A. T. R. 80-673.
  - (56) *Grappelli v. Derek Black (Holdings) Ltd* [1981] 2 All E. R. 272.
  - (57) 憲法第二一条第一項。
  - (58) 民法第七〇九条、第七一〇条、および第七二三条参照。
  - (59) 刑法第三三〇条および第三三〇条の二参照。
  - (60) *McPherson v. Daniels* (1829) 109 E. R. 448.
  - (61) *Australian Broadcasting Corporation v. Comalco Ltd* (1986) 12 F. C. R. 510.
  - (62) *Emmery v. Pottle* (1885) 16 Q. B. D. 354.
- 一九九六年七月現在、イギリス議会が審議している一九九六年名誉毀損法案 (*Defamation Bill 1996*) のなかで「公表責任」(responsibility for publication) に関する第一条ごより、「再公表者の責任、善意の流布などに関するロモンローは、現代化され、法典化される見込みである。」

- (63) *Goldsmith v. Sperrings Ltd* [1977] 1 W. L. R. 478.
- (64) 謝罪広告を強制することは、場合によっては、憲法第十九条の良心の自由に反するおそれがある。最高裁判所は、民法第七三条により謝罪広告を命ずることは「単に事態の真相を告白し陳謝の意を表明するに止まる程度」のものであれば、代替執行をしても、憲法第十九条に違反しないと判示している（最高裁判所一九五六（昭和三二）年七月四日大法院判決、民集一〇巻七号七八五頁、判時八〇号三頁）。しかし、広告内容によっては、強制執行に適しなかったり、間接強制のみ可能で代替執行の許されない場合のあることを示唆している（深瀬忠一「謝罪広告強制の合憲性」、伊藤正己・堀部政男編『マスコミ判例百選（第二版）』（ジュリスト別冊八五号、一九八五年六月）一四〇頁参照）。
- (65) 日本の慰謝料には懲罰的損害賠償と同様な考えがあると指摘されている。加藤一郎教授は、懲罰的損害賠償は「慰謝料の制裁的機能に関連して、よく引合いに出されることがある」と述べている。「慰謝料の比較法的研究——総括（日本を含む）」比較法研究四四号（一九八二年）一一五頁。古くは、戒能通考教授がこのことに触れている。「不法行為に於ける無形損害の賠償請求権」法学協会雑誌五〇巻二号（一九三二年）一八頁・三号（同年）一一六頁参照。
- (66) 日本では、刑事について陪審制が行われたが、一九四三年三月三十一日に陪審法の効力が停止された。
- (67) 秋吉健次「名誉・プライバシー関連判例の現状」ジュリスト一〇三八号（一九九四年二月一日号）四八頁。
- (68) 同右四九頁。
- (69) 一九九四年七月から一二月までの間、読売新聞、朝日新聞、および毎日新聞の朝刊発行部数は、それぞれ一千八万五千部、八二〇万八千部、および四〇〇万八千部であった。
- (70) 東京地方裁判所一九九五（平成七）年三月一日民事第二六部判決、判タ八七二号二九八頁。
- (71) 東京海上火災保険株式会社の比較調査によると、一九九〇年に、日本の人身損害賠償額は、アメリカ、オーストラリアの次に、連合王国と対等に高額であった。東京海上火災保険（株）・企業損害部編『ECの損害賠償水準と訴訟・弁護士事情——アメリカとEC二カ国の比較調査から』（実業之日本社、一九九四年）一三二頁参照。
- (72) 最高裁判所一九八六（昭和六一）年六月一日大法院判決、民集四〇巻四号八七二頁、判時一一九四号三頁、判タ六〇五

号四二頁。

(73) 最高裁判所一九八七(昭和六二)年四月二四日第二小法廷判決、民集四一卷三号四九〇頁、判時一二六一号七四頁、判タ六六一号一一五頁。

(74) 堀部政男「意見広告と反論権(サンケイ新聞事件)——新聞広告で名指して批判された者は、反論文を掲載するよう請求する権利を有するか」、樋口陽一・野中俊彦編『憲法の基本判例(第二版)』(有斐閣、一九九六年)九九頁参照。

(75) 東京地方裁判所一九七七(昭和五二)年七月一三日民事第一三部判決、判時八五七号三〇頁。

(76) 東京高等裁判所一九八〇(昭和五五)年九月三〇日民事第一二部判決、判時九八一号四三頁。

(77) 堀部政男「意見広告と反論権(サンケイ新聞事件)——新聞広告で名指して批判された者は、反論文を掲載するよう請求する権利を有するか」、樋口陽一・野中俊彦編『憲法の基本判例(第二版)』(有斐閣、一九九六年)九九頁。

(78) Home Office, *Report of the Committee on Privacy and Related Matters* (Calcult Report) (Cmd. 1102), HMSO, London, 1990, para. 11. 14. なお、この報告書は、堀部政男「イギリスのマスメディア・プライバシー保護強化論——カット報告書の概要と影響」、ジュリスト九六四号(一九九〇年一〇月一日号)一〇七頁で取り上げられている。

(79) Australian Law Reform Commission, *Unfair Publication: Defamation and Privacy* (ALRC Report No. 11), AGPS, Canberra, 1979, paras 257-259.

(80) この判決で、テウリン裁判官(Lord Devlin)は、懲罰的損害賠償を与えることが適当とされる場合に、陪審が補償的損害賠償(加重的損害賠償を含む)として認めようとする金額では、被告の行為を処罰し、またはそれを繰り返す行いを抑止するのに不十分である場合に限ってのみ、陪審はこれより大きい金額を認定することができる、と裁判官は陪審に説示すべきである、と判示した(*Rookes v. Barnard* [1964] A. C. 1129 at 1228)。

この判決については、次のような日本の文献がある。田井義信「慰謝料の比較法的研究——イギリス」比較法研究四四号(一九八二年)六七頁、中村弘「イギリスにおける懲罰的損害賠償(一)〜(四・完)」同志社商学三九卷一号(一九八七年)一頁、同巻四号(同年)六八頁、同巻五号(一九八八年)四二頁、および同巻六号(同年)二四七頁、伊藤博文「Punitive Dam-

- ages: History, Function and Excessiveness」家知論叢四八号（一九九〇年）一頁。
- (12) *Uren v. John Fairfax and Sons Ltd* (1966) 117 C. L. R. 118.
- (13) *Defamation Act* 1974 (N. S. W.), s. 46 (3).
- (14) ALRC Report No. 11 (1979), para. 263.
- (15) *Suimsure (Laboratories) Pty Ltd v. McDonald* [1979] 2 N. S. W. L. R. 796 at 800-801 per Hunt J.; *Church of Scientology of California Inc. v. Reader's Digest Services Pty Ltd* [1980] 1 N. S. W. L. R. 344 at 350-351 per Hunt J.
- (16) Fraser v. Evans [1969] 1 L. Q. B. 349; *Edelsten v. John Fairfax and Sons Ltd* [1978] 1 N. S. W. R. 685.
- (17) *Harakas v. Baltic Mercantile and Shipping Exchange Ltd* [1982] 1 W. L. R. 958.
- (18) *Stocker v. McElhinney* (No. 2) (1961) 79 W. N. (N. S. W.) 541.
- (19) *RACV v. Patersen* [1968] V. L. R. 508; *Stocker v. McElhinney* (No. 2) (1961) 79 W. N. (N. S. W.) 541.
- (20) *Ibid.*
- (21) *Edelsten v. John Fairfax and Sons Ltd* [1978] 1 N. S. W. R. 685; *Church of Scientology of California Inc. v. Reader's Digest Services Pty Ltd* [1980] 1 N. S. W. L. R. 344.
- (22) *Church of Scientology of California Inc. v. Reader's Digest Services Pty Ltd* [1980] 1 N. S. W. L. R. 344; *Fraser v. Evans* [1969] 1 L. Q. B. 349.
- (23) *Church of Scientology of California Inc. v. Reader's Digest Services Pty Ltd* [1980] 1 N. S. W. L. R. 344.
- (24) Samuel D. Warren and Louis D. Brandeis, 'The Right to Privacy', 4 *Harvard Law Review* 193 (1890).
- (25) *Id.* at p. 196.
- (26) Don R. Pember, 'Freedom and Privacy': The Law, The Media, and The First Amendment', Unpublished Ph. D. thesis, University of Wisconsin, 1969, pp. 300-303.
- (27) William L. Prosser, 'Privacy', 48 *California Law Review* 383 (1960).

- (97) *Id.* at p. 111.
- (98) 堀部政男『プライバシーと高度情報化社会』(岩波新書、一九八八年) 四三頁以下。
- (99) 一九六一年に、元外務大臣有田八郎氏が、自分の私生活を「宴のあと」というモデル小説にした三島由紀夫氏に対し、プライバシー侵害を理由に提起した訴訟である。
- (100) 「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」(憲法第一三条)
- (101) 「故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス」(民法第七〇九条)  
 「他人ノ身体、自由又ハ名誉ヲ害シタル場合ト財産權ヲ害シタル場合ト問ハス前条ノ規定ニ依リテ損害賠償ノ責ニ任スル者ハ財産以外ノ損害ニ対シテモ其賠償ヲ為スコトヲ要ス」(民法第七一〇条)
- (102) 東京地方裁判所一九六四(昭和三九)年九月二八日判決、下級民集一五卷九号三二七頁、判時三八五号一二頁、判タ一六五号一八四頁。
- (103) 竹田稔『プライバシー侵害と民事責任』(判例時報社、一九九一年) 九八頁。
- (104) 齊藤博「名誉・プライバシーとその民事上の保護」ジュリスト九五九号(一九九〇年七月一日号) 三三三頁。
- (105) 村上孝止『プライバシー v.s. マスメディア』(学陽書房、一九九六年)。
- (91) *Telecommunications (Interception) Act 1979* (Cth) ; *Interception of Communications Act 1985* (Eng.).
- (92) *Listening Devices Act 1984* (NSW) ; *Invasion of Privacy Act 1971* (Qld) ; *Listening Devices Act 1972* (SA) ; *Listening Devices Act 1991* (Tas.) ; *Listening Devices Act 1969* (Vic.) ; *Listening Devices Act 1978* (WA) ; *Listening Devices Act 1992* (ACT) ; *Listening Devices Act 1990* (NT) ; *Wireless Telegraphy Act 1949* (Eng.).
- (93) 例として、*Freedom of Information Act 1982* (Cth), s. 41 (1), *Freedom of Information Act 1982* (Vic.), s. 33 (1).
- (94) *Crimes Act 1914* (Cth), Part VII.
- (95) *Victoria Park and Recreational Grounds Co. Ltd v. Taylor* (1937) 58 C. L. R. 479.

- (11) Id. at 496.
- (12) ALRC Report No. 11 (1979), para. 216.
- (13) Id., para. 223.
- (14) *Kaye v. Robertson and Sport Newspapers Ltd* [1991] F. S. R. 62.
- (15) そのように指示した際、控訴裁判所は「田中氏の名誉の根本的侵襲は、プライバシー権は……数百年前からコモンローによつて認められてきた」という貴族院・スカーマン裁判官の有名な先例を無視してはならないと述べた。 *Morris v. Beardmore* [1980] 3 W. L. R. 283 at 297, [1980] 2 All E. R. 753 at 764, [1981] A. C. 446 at 465.
- (16) Calcutt Report (1990), para. 12. 5.
- (17) Id., para. 12. 12.
- (18) ALRC Report No. 11 (1979), paras 232-233.
- (19) Don R. Pember, *Mass Media Law* (3rd ed.), William C. Brown Publishers, Dubuque, Iowa, 1984, p. 227.
- (20) David A. Elder, *The Law of Privacy*, Lawyers Cooperative Publishing, Rochester, New York, 1991, pp. 264 and 267.
- (21) *New York Times Co. v. Sullivan* 376 U. S. 254 (1964), 11 L. Ed. 2d 686, 84 S. Ct 710, 1 Media L. R. 1527, 95 A. L. R. 2d 1412; *Time, Inc. v. Hill* 385 U. S. 374 (1967), 17 L. Ed. 2d 456, 87 S. Ct 534, 1 Media L. R. 1791. 注脚でのごとき『読者版』「田中氏の名誉毀損」『英米法制度比較』(シカゴ大学出版部)一九七八年五月)一一八頁参照。
- (22) John W. Wade, 'Defamation and the Right of Privacy', 15 *Vanderbilt Law Review* 1093 (1962) at 1121.
- (23) 62A Am. Jur. 2d, Privacy § 122.
- (24) William L. Prosser, 'Privacy', 48 *California Law Review* 383 (1960) at 400-401.
- (25) Id. at p. 401; John W. Wade, 'Defamation and the Right of Privacy', 15 *Vanderbilt Law Review* 1093 (1962) at 1121-1122.

- (87) Harry Kalven, 'Privacy in Tort Law - Were Warren and Brandeis Wrong?', *31 Law and Contemporary Problems* 326 (1966) at 340-341.
- (87) 東京高等裁判所一九七〇(昭和四五)年四月十三日決定、高裁民集三卷二号一七二頁、判時五八七号三二頁。
- (88) インタラントにおりては、一九五二年名誉毀損法 (*Defamation Act 1952*) の第三条第一項の号によつて、公表者が原告に対し、金銭的損害を与える意図をもつて文書または他の永久的形式で表現を公表する場合に限つて、原告が特別損害を主張しまたは立証する要件が除外されてゐる。
- (89) *Shapiro v. La Motta* (1923) 40 T. L. R. 39 at 40-42 (King's Bench Division) and 201, 203 per Atkin L. J. (Court of Appeal); *Balden v. Shorter* [1933] 1 Ch. 427 at 430.
- (89) *White v. Mellin* [1895] A. C. 154 at 160-161 per Lord Herschell L. C.; *Shapiro v. La Motta* (1923) 40 T. L. R. 39 at 40-42 (King's Bench Division) and 201, 203 per Atkin L. J. (Court of Appeal); *Balden v. Shorter* [1933] 1 Ch. 427 at 429-430.
- (90) *Clarke v. Meigher* (1917) 17 S. R. (N. S. W.) 617 at 621-622.
- (91) Sally Walker, *The Law of Journalism in Australia*, Law Book Company, Sydney, 1989, p. 225.
- (92) Calcutt Report (1990), para. 7, 8.
- (93) *Kaye v. Robertson and Sport Newspapers Ltd* [1991] F. S. R. 62.
- (95) *Fielding v. Variety Incorporated* [1967] 2 Q. B. 841 at 850 per Lord Denning M. R., 852-853 per Harman L. J., 855-856 per Salmon L. J.
- (96) *Swinnsure (Laboratories) Pty Ltd v. McDonald* [1979] 2 N. S. W. L. R. 796 at 800-801 per Hunt J.; *Church of Scientology of California Inc. v. Reader's Digest Services Pty Ltd* [1980] 1 N. S. W. L. R. 344 at 350-351 per Hunt J.
- (97) この改正によつて、訂正放送の請求期間および番組の保存期間は、二週間から三ヶ月に延長され、番組の保存方法は、最適なメディアと考えられる録音・録画に限定され、保存すべき放送番組の範囲は、ニュース・ニュース解説などから大幅に拡

大された。

(138) 保存対象外の番組は、次のとおりである。

(a) 経済市況、自然事象、スポーツ（施行令第一条）

(b) 映画、漫画、ドラマ、演劇、音楽、交通情報、道路情報、公営競技情報、自己又は他人の営業に関する広告（施行規則第一条の五）

(139) 東京高等裁判所一九九六（平成八）年六月二十七日判決。

(140) 刑法第二三〇条第一項は、「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する」と規定している。

(141) 堀部政男「イギリスにおけるマスメディアをめぐる法と倫理」ジュリスト九五九号（一九九〇年七月一日号）五六頁で扱われている。

(142) 英国プレス苦情処理委員会（日本新聞協会研究所訳）『第一回年次報告』（日本新聞協会研究所、一九九一年）一六頁以下。

(143) James Michael, 'Complaints Against the Media' in Eric Barendt, Stephen Bale, Julian Dickens and James Michael, *The Yearbook of Media and Entertainment Law 1995*, Oxford University Press, Oxford, 1995, p. 332.

(144) 堀部政男「イギリスにおけるマスメディアをめぐる法と倫理」ジュリスト九五九号（一九九〇年七月一日号）五六頁で取り上げられている。

(145) *Broadcasting Act 1981* (Eng.), s. 54 (1), 堀部政男「公的機関による苦情処理——イギリスの放送苦情処理委員会」月刊民放（一九九一年九月号）一三三頁参照。

(146) *Id.*, s. 57 (1), (2).

(147) その具体例については、堀部政男「公的機関による苦情処理——イギリスの放送苦情処理委員会」月刊民放（一九九一年九月号）一三三頁参照。

(148) 田島泰彦「イギリスにおけるマスメディアと市民の権利——苦情申立制度の考察」、清水英夫編『マスコミと人権』（三省

堂、一九八七年)一二四頁参照。

(149) Calcutt Report (1990), para. 13, 14.

(150) Takeshi Maazawa, *Watchdog: A Japanese Newspaper Ombudsman at Work*, Cosmohills Publishing, Tokyo, 1994, p. 223.

(151) 例えば、田島泰彦『報道被害』救済制度の市民的改革の探究——苦情申立制度と反論権のシステムのめぐって——自由と正義四五巻八号(一九九四年八月号)二二頁、浅野健一「オンブズマン制度の導入を」放送文化(一九九六年六月号)五六頁参照。

(152) 審判所(tribunal)は、裁判所とは異なるタイプの紛争を解決するための、法に基づいて設立される専門的機関である。審判所は、裁判所に比べて、紛争問題に精通し、その費用が低額であり、また、手続が迅速かつ柔軟である。そのため原告(苦情申立人)は、弁護士を立てずに本人訴訟(本人苦情申立て)ができる。このような機関による迅速な紛争解決は、虚報被害者の救済方法として最適である。

脱稿後、イギリスの一九九六年放送法(Broadcasting Act 1996)が成立したことを知った(一九九六年七月二四日女王裁可)。この一九九六法は、現行の放送苦情処理委員会(本稿二八五頁)に代えて放送基準委員会(Broadcasting Standards Commission)を設置すると規定している(第一〇六条第一項)。これについては、改めて検討することにした。

本稿は、財団法人一橋大学後援会特別研究助成に基づく研究成果の一部である。